

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第12期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	野村證券株式会社
【英訳名】	Nomura Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 永井浩二
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(3211)1811
【事務連絡者氏名】	主計部長 尾上信龍
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当場所はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	502,201 (281,769)	663,679 (418,003)	613,392 (386,959)	580,271 (326,401)	662,450 (362,831)
純営業収益 (百万円)	385,702	603,461	556,110	509,083	587,618
経常利益又は経常損失 () (百万円)	60,075	126,643	86,240	57,163	138,497
当期純利益又は当期純 損失 () (百万円)	37,509	76,853	50,666	27,316	88,171
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	201,410	201,410	201,410	201,410	201,410
純資産額 (百万円)	721,453	822,033	872,865	901,990	966,052
総資産額 (百万円)	12,796,464	9,358,133	10,501,025	10,439,204	10,258,521
1株当たり純資産額 (円)	3,582,009	4,081,392	4,333,774	4,478,379	4,796,445
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	130,000 ()	422,000 ()
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	186,230.33	381,574.18	251,558.29	135,623.31	437,769.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	5.6	8.8	8.3	8.6	9.4
自己資本利益率 (%)	4.75	9.96	5.98	3.08	9.44
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)				95.85	96.40
自己資本配当率 (%)				2.90	8.80
自己資本規制比率 (%)	268.8	296.2	359.3	253.4	288.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	251,151	2,455,614	101,386	34,145	460,886
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,508	1,161	414	3,195	1,757
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	410,041	2,007,046	500,189	630,400	886,183
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	246,865	695,238	1,283,382	688,650	280,152
従業員数 〔外 平均臨時 従業員数〕 (人)	12,949 〔3,153〕	12,828 〔2,717〕	12,756 〔2,699〕	12,997 〔2,729〕	12,893 〔2,684〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式がないため記載していません。
- 3 当社は上場会社である野村ホールディングス株式会社の100%子会社であり、当社株式は上場ないし店頭登録していませんので、株価収益率は記載していません。
- 4 自己資本規制比率は、金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出しております。
- 5 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 6 従業員数につきまして、FA(ファイナンシャル・アドバイザー)社員の雇用人員を含めており、その人数は第8期2,391人、第9期2,196人、第10期2,089人、第11期2,011人、第12期1,907人であります。

2 【沿革】

年月	沿革
平成13年5月	東京都中央区において、野村證券株式会社(現会社名 野村ホールディングス株式会社)の持株会社体制への移行に伴う証券業務の承継会社となる目的で、同社の完全子会社として設立(会社名 野村證券分割準備株式会社)。
13年10月	野村證券株式会社(現会社名 野村ホールディングス株式会社)の営む営業を承継すると共に、社名を野村證券株式会社へ変更。
14年4月	野村企業情報株式会社を吸収合併。
15年6月	委員会等設置会社へ移行。
20年10月	リーマン・ブラザーズ証券株式会社等の雇用契約の承継。
21年11月	ジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
23年10月	野村年金サポート&サービス株式会社を吸収合併。
25年3月末現在	提出会社の店舗数は本支店177店。

3 【事業の内容】

当社、当社の親会社(野村ホールディングス株式会社)およびその関係会社の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。

また、当社の業務運営および経営成績の報告は、「第5 [経理の状況] 2 [財務諸表等] (1) [財務諸表][注記事項] (セグメント情報等)」に記載の事業別セグメントに基づいて行われております。

平成25年3月31日現在の親会社を中心とした事業系統図は以下のとおりであります。

野村ホールディングス株式会社	営業部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村證券株式会社</p>	他
	マネージメント・アセット部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村アセットマネジメント株式会社</p>	他
	ホールセール部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村證券株式会社 野村フィナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社</p> <p>(海外) ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンス LLC インスティネット Inc. ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ノムラ・インターナショナル PLC ノムラ・バンク・インターナショナル PLC ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC ノムラ・キャピタル・マーケット PLC ノムラ・アジア・ホールディング N.V. ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED ノムラ・シンガポール LIMITED</p>	他
	その他	<p><主要な関係会社> (国内) 野村信託銀行株式会社 野村ファシリティーズ株式会社 野村土地建物株式会社</p> <p>株式会社野村総合研究所 ※ 株式会社ジャフコ ※ 野村不動産ホールディングス株式会社 ※</p>	他

※持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

平成25年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 被所有 割合(%)	関係内容
(親会社) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区	594,493	持株会社	100	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の貸借等の取引 事務代行 役員の兼任...有

(注) 有価証券報告書を提出している会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
12,893 [2,684]	39歳 8月	13年 4月	9,989,707

(注) 1 当社の事業セグメントは、営業部門、ホールセール部門の2部門体制になっております。セグメント別の従業員数は、営業部門9,473人、ホールセール部門1,542人、その他1,878人です。

2 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3 平均勤続年数は、持株会社体制への移行に伴う平成13年10月1日付の会社分割前の勤続年数を通算して記載しております。

4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

特記事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

以下の業績等の概要は、「第5 [経理の状況] 2 [財務諸表等] (1) [財務諸表]」の部に掲載されており、平成24年3月期財務諸表および平成25年3月期財務諸表に基づき記載されておりますので、後掲の財務諸表とあわせてご覧ください。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。当社の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

(1)事業環境

日本経済は、年度前半は、震災復興関連を中心に公共投資が拡大したものの、欧州債務危機に端を発する世界景気の低迷により輸出が低迷し、それに伴って設備投資も停滞したことから2四半期連続のマイナス成長を記録しました。しかし、年度後半は、アジアでの在庫調整の進展から外需が持ち直しの動きを見せ、個人消費も堅調に推移したことから回復に向かいました。特に平成24年12月に安倍政権が発足し、日本銀行による金融緩和策への期待により円安、株高が進行し、平成25年1-3月期には個人消費を中心に成長率が加速しました。こうした結果、平成25年3月期の実質GDP(国内総生産)は、平成24年3月期の前期比0.2%に続き、1.2%と三期連続のプラス成長となりました。

企業業績は、年度前半の海外景気低迷を受け、化学や鉄鋼・非鉄などの素材産業は減益となったものの、タイでの大洪水の影響の剥落や国内のエコカー補助金の恩恵を受けた自動車大幅増益となるなど、全体としては回復に向かいました。平成25年3月期の主要企業(Russell/Nomura Large Cap)の経常利益は前期比13%の増益となり、平成24年3月期の12%減益から回復に転じました。非製造業も赤字幅が拡大した公益セクターを除くと堅調に推移しました。

株式市場は、年度前半は、欧州債務問題への懸念や世界経済の低迷、円高の進展などにより低迷しましたが、年度後半は平成24年11月に衆議院解散が発表され、自民党の安倍総裁が日本銀行に対して金融緩和を要請したことなどを契機に円安、株高が進展しました。12月に安倍政権が発足して以降は、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間主導の成長戦略を3本の矢とするアベノミクスに対する期待が高まり、株価は年度末に向け上昇を続けました。代表的な株価指数である東証株価指数(以下「TOPIX」)は、平成24年3月末の854.35ポイントから、平成25年3月末には1,034.71ポイントと21.1%の上昇となりました。一方、日経平均株価は平成24年3月末の10,083.56円から平成25年3月末には12,397.91円と年度を通して23.0%の上昇となりました。

新発10年国債利回りは、欧州債務問題の深刻化や世界的な景気減速とそれに伴う金融緩和の動き、安倍政権の誕生による大胆な金融緩和の実施、などにより年度を通じて低下傾向で推移しました。平成24年3月末には1%弱の水準でしたが、7月下旬には世界的な金融緩和の流れ等を受け、利回りは0.7%台前半まで低下しました。平成25年1月以降は、欧州での政治混迷懸念や、日本銀行の新体制による金融緩和への期待から、3月末には0.5%台半ばまで低下しました。

外国為替市場では、年度前半の円相場が対米ドルでは米経済動向に、対ユーロではギリシャやスペインなどの債務問題の動向に大きく影響を受けました。一方、平成24年11月以降は、日本の政権交代や大胆な金融緩和の実施が、相場に大きな影響を与え、対米ドル、対ユーロともに大幅な円安が進展しました。平成24年3月末の円の対米ドル、対ユーロはそれぞれ83円台、110円台でした。低調な雇用の増加など米国の景気回復に対する懸念から、対米ドルでは6月には77円台をつけるなど、緩やかな円高局面が続きました。対ユーロでは、スペインの財政不安の高まりにより欧州債務問題への懸念が再燃したことから、7月には94円台までユーロ安が進展しました。その後、9月に欧州中央銀行(以下「ECB」)が無制限の国債購入計画(以下「OMT」)を発表したことなどにより、9月中旬には103円台後半までユーロ高が進行しました。一方、11月に衆議院解散が発表され、12月に自民党の安倍政権が誕生し、日本銀行に対する金融緩和の要請がなされる中で、対米ドル、対ユーロ双方に対し、円安が進展しました。その結果、平成25年3月末には米ドルは94円台、ユーロは120円台となりました。

(2)経営成績

受入手数料

当期の受入手数料は3,628億31百万円(前期比11.2%増)となりました。内訳は次のようになっております。

委託手数料

東証株式一日平均売買代金が1兆52百億円(前期比14.8%増)となる中で、当社の株式委託取引にかかる売買代金は98兆01百億円(同7.9%増)となり、株式委託手数料は722億80百万円(同24.7%増)、委託手数料は合計で786億08百万円(同26.1%増)となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当期は、株式市況の回復を受けてJ-REITの増資案件が増加したことや国内企業による大型増資案件等によって、株式引受手数料は185億33百万円(前期比103.6%増)となりました。債券市場では国内企業による大規模な社債発行案件等によって、当社における引受手数料は75億51百万円(同36.5%増)と増加し、日本社債部門(自社債含む)のリーグテーブル(*)では首位となりました。合計では、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は260億84百万円(同78.3%増)と増加しました。

(*)出所：トムソン・ロイター

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

当期は、野村高配当インフラ関連株プレミアム、野村グローバルREITプレミアム、野村米国ハイ・イールド債券投信、野村日本ブランド株投資等により、順調に販売高を伸ばし、当期の受益証券の募集・売出し取扱高は18兆8,671億円(前期比7.7%増)と増加しました。受益証券の募集・売出しの取扱手数料は1,568億41百万円(同14.7%増)となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は合計で1,577億72百万円(同14.3%増)となりました。

その他の受入手数料

M&Aの成功報酬は増加したものの、海外関係会社からの手数料、株式型投信等の残高による投資信託の代行手数料、及びシステム開発業務受託手数料などの減少により、その他の受入手数料は、1,003億66百万円(前期比9.9%減)となりました。

トレーディング損益

当期のトレーディング損益は、2,194億33百万円(前期比25.6%増)となりました。内訳は次のようになっております。

株券等トレーディング損益

平成24年12月の新内閣発足及び平成25年3月の日本銀行新総裁就任による金融緩和期待を背景に、第4四半期において日本株式市場が大きな回復をみせました。好調な株式市場に牽引され、当社の株式デリバティブ及び国内株の顧客取引も第4四半期に大きく増加、収益が改善しました。結果、当期の株券等トレーディング損益は323億68百万円（同265.9%増）となりました。

債券等・その他（為替等）のトレーディング損益

前期から続く低金利環境の下、利回りを求める投資家のリスク資産選好の動きが継続したことを受けクレジット関連取引が収益に貢献しました。また、第4四半期には、日本銀行による金融緩和期待を背景に、投資家の需要が日本国債に向かい長期金利の一層の低下を招きましたが、こうした市場環境の中、日本国債のトレーディング損益が好調に推移しました。結果、当期の債券・為替等トレーディング損益は1,870億66百万円（同12.8%増）となりました。

金融収支

金融収益は、受取配当金、信用取引受取利息・品貸料等の増加により801億81百万円（前期比1.3%増）、金融費用は、有価証券品借料等の増加により748億32百万円（同5.1%増）となりました。これらの結果、金融収支は53億49百万円となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、受入手数料に連動する商標使用料や人件費等は増加したものの、不動産費、事務委託費、広告宣伝費等の減少により、合計で4,485億51百万円（前期比0.9%減）となりました。

以上の結果、当期の純営業収益は5,876億18百万円（前期比15.4%増）、経常利益は1,384億97百万円（同142.3%増）、当期純利益は881億71百万円（同222.8%増）となりました。

事業セグメント別経営成績については、以下の通りです。

営業部門においては、平成24年12月の政権交代後、金融緩和期待を背景に日本株式市場が好転したことを受けて、株式委託手数料や投信募集手数料などが前期に比べ増加し、純営業収益が3,901億35百万円（前期比13.8%増）、経常利益が1,100億92百万円（同68.7%増）となりました。

ホールセール部門においては、低金利が続く環境下で、日本国債のトレーディング損益やクレジット関連取引収益が好調に推移しました。また、株式市場の回復を受けて大型増資案件や日本株の顧客取引も前期に比べ増加し、純営業収益が1,802億83百万円（同14.4%増）、経常利益が745億66百万円（同75.1%増）となりました。

なお、「第5 [経理の状況] 2 [財務諸表等] (1) [財務諸表][注記事項] (セグメント情報等)」にも記載がございますので、ご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の期末残高は、前期末に比べ4,084億98百万円減少し、2,801億52百万円となりました。有価証券担保貸付金の増加等により、営業活動によるキャッシュ・フローは4,608億86百万円（前期の営業活動によるキャッシュ・フローは341億45百万円）となりました。また、借入金の減少等により、財務活動によるキャッシュ・フローは 8,861億83百万円（前期の財務活動によるキャッシュ・フローは 6,304億円）となりました。

2 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	委託手数料	57,952	247	3,808	335	62,342
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	9,102	5,531			14,633
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		1,375	136,698		138,074
	その他の受入手数料	2,566	1,028	51,416	56,342	111,352
	計	69,620	8,181	191,923	56,677	326,401
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	委託手数料	72,280	213	5,902	213	78,608
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	18,533	7,551			26,084
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		931	156,841		157,772
	その他の受入手数料	2,334	838	49,177	48,017	100,366
	計	93,148	9,533	211,920	48,229	362,831

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)			当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	76,270	67,424	8,846	41,250	8,882	32,368
債券等・ その他のトレーディング損益	215,521	49,629	165,891	111,939	75,127	187,066
うち債券等トレーディング損益	285,137	83,124	202,013	123,823	79,448	203,271
うちその他のトレーディング損益	69,616	33,495	36,122	11,885	4,321	16,205
計	291,790	117,053	174,737	153,189	66,244	219,433

(3) トレーディング商品の期末残高

種類	前事業年度(平成24年3月31日現在) (百万円)	当事業年度(平成25年3月31日現在) (百万円)
資産の部のトレーディング商品	3,501,525	4,505,601
商品有価証券等	2,730,811	3,750,036
株式・ワラント	220,241	174,007
債券	2,433,368	3,473,067
受益証券等	77,202	102,963
デリバティブ取引	770,714	755,565
オプション取引	153,465	201,539
為替予約取引	151,140	299,693
スワップ取引	4,898,136	6,054,294
先物・先渡取引	3,379	6,035
デリバティブ取引相殺額(注)	4,435,406	5,805,997
負債の部のトレーディング商品	3,267,727	2,738,397
商品有価証券等	2,686,368	2,223,995
株式・ワラント	52,271	78,926
債券	2,621,590	2,143,949
受益証券	12,508	1,120
デリバティブ取引	581,359	514,402
オプション取引	129,369	168,264
為替予約取引	161,762	294,329
スワップ取引	4,723,578	5,854,564
先物・先渡取引	2,056	3,242
デリバティブ取引相殺額(注)	4,435,406	5,805,997

(注) 法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、貸借対照表上相殺して表示しております。

(4) トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク(VaR)を採用しております。

VaRの前提

- ・信頼水準：99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

VaRの実績

	前事業年度(平成24年3月31日現在) (億円)	当事業年度(平成25年3月31日現在) (億円)
株式関連	3	5
金利関連	21	15
為替関連等	20	9
小計	44	30
分散効果	11	14
バリュアットリスク(VaR)	33	15

	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク(VaR)	38	13	23

(5) 自己資本規制比率

		前事業年度 (平成24年3月31日現在) (百万円)	当事業年度 (平成25年3月31日現在) (百万円)
基本的項目	資本合計 (A)	873,093	876,269
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	2,714	4,788
	金融商品取引責任準備金等	7,646	8,260
	一般貸倒引当金	19	29
	劣後債務	455,591	379,193
	計 (B)	465,970	392,270
控除資産 (C)		102,626	127,060
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C) (D)		1,236,437	1,141,479
リスク相当額	市場リスク相当額	152,108	107,947
	取引先リスク相当額	206,129	159,506
	基礎的リスク相当額	129,639	128,228
	計 (E)	487,876	395,682
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100 (%)		253.4	288.4

(注) 前事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は96,370百万円、月末最大額は209,946百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は201,936百万円、月末最大額は208,666百万円であります。
当事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は117,124百万円、月末最大額は148,162百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は186,994百万円、月末最大額は203,799百万円であります。

「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年八月金融庁告示第五十九号)」が平成24年3月より改正され、前事業年度より内部管理モデル方式を用いて算出する金融商品取引業者の市場リスク相当額は、従来のバリュアット・リスクに基づく市場リスク相当額に加えて、ストレス・バリュアット・リスク等新たなリスク相当額が加算されております。

平成24年12月より、取引先リスク相当額の算出に用いる派生商品取引およびレポ形式の取引の与信相当額については、従来のカレント・エクスポージャー方式から「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年八月金融庁告示第五十九号)」第十五条の二に定める期待エクスポージャー方式に変更して算出しております。

(6) 有価証券の売買等業務

1) 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株券

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	90,838,021	13,529,463	104,367,484
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	98,008,719	12,761,401	110,770,120

ロ 債券

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	102,790	478,220,407	478,323,197
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	53,125	708,643,440	708,696,566

ハ 受益証券

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	1,450,164	616,312	2,066,476
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	2,782,940	2,494,819	5,277,759

ニ その他

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	4	6	10
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	13,622	7,602	21,224

2) 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

イ 株式に係る取引

	先物取引 (取引契約金額：百万円)		オプション取引 (取引契約金額：百万円)		合計(取引契約 金額：百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	19,673,834	13,947,633	25,013,575	3,765,043	62,400,085
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	26,123,615	18,094,663	30,313,839	3,838,194	78,370,311

ロ 債券に係る取引

	先物取引 (取引契約金額：百万円)		オプション取引 (取引契約金額：百万円)		合計(取引契約 金額：百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	6,650,489	140,313,729	3,997,838	17,802,743	168,764,799
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	8,583,549	211,018,407	2,284,466	20,843,415	242,729,837

3) 有価証券の引受け、売出し業務および募集、売出しまたは私募の取扱業務の状況

最近2事業年度における有価証券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務および募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱または私募の取扱業務の状況は次のとおりであります。

(注) 募集・売出しの取扱高には、売出高、特定投資家向け売付け勧誘等の取扱および私募の取扱高を含みます。

イ 株券

	引受高(百万円)	売出高および募集・売出しの取扱高 (百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	211,922	263,662
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	527,183	593,550

口 債券

		引受高 (額面金額：百万円)	売出高および募集・売出の取扱高 (額面金額：百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	国債	237,320	232,490
	地方債	711,399	33,168
	特殊債	1,593,101	11,148
	社債	2,727,100	1,382,502
	外国債券	393,500	660,801
	合計	5,662,420	2,320,109
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	国債	208,530	209,172
	地方債	645,075	25,714
	特殊債	1,332,344	7,678
	社債	2,979,775	1,781,740
	外国債券	335,100	614,871
	合計	5,500,824	2,639,174

八 受益証券

		引受高 (額面または申込金額： 百万円)	売出高および募集・売出の取扱高 (額面または申込金額： 百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	株式投信		6,239,933
	公社債投信		10,416,535
	外国投信		857,012
	合計		17,513,480
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	株式投信		6,649,892
	公社債投信		11,532,103
	外国投信		685,123
	合計		18,867,118

二 その他

		引受高 (額面金額：百万円)	売出高および募集・売出の取扱高 (額面金額：百万円)
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	コマーシャル ・ペーパー		
	その他		
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	コマーシャル ・ペーパー		
	その他		

(7) その他の業務の状況

1) 保護預り有価証券等の状況

保護預り有価証券

		国内有価証券	外国有価証券
前事業年度 (平成24年3月31日現在)	株券	55,906,580千株	2,349,660千株
	債券	14,739,105百万円	8,472,240百万円
	受益証券	14,856,690百万口	952,505百万口
	新株予約権証書など		51,496数
当事業年度 (平成25年3月31日現在)	株券	55,038,474千株	2,252,851千株
	債券	14,322,045百万円	8,289,276百万円
	受益証券	15,107,072百万口	985,409百万口
	新株予約権証書など		45,424数
	その他	44百万円	

受入保証金代用有価証券

		国内有価証券	外国有価証券
前事業年度 (平成24年3月31日現在)	株券	319,331千株	14千株
	債券	567百万円	
	受益証券	17,923百万口	
当事業年度 (平成25年3月31日現在)	株券	325,216千株	60千株
	債券	15,009百万円	122,257百万円
	受益証券	21,661百万口	947百万口
	その他	5百万口	

2) 信用取引に係る融資および貸証券

	顧客の委託にもとづいて行った融資額と これにより顧客が買い付けている証券の数量		顧客の委託にもとづいて行った貸証券の 数量とこれにより顧客が売り付けている代金	
	数量(千株)	金額(百万円)	数量(千株)	金額(百万円)
前事業年度 (平成24年3月31日現在)	253,076	103,423	123,051	79,810
当事業年度 (平成25年3月31日現在)	409,366	200,899	66,782	39,912

(注) 数量には、証券投資信託受益証券の「1口」を「1株」として含めております。

(8) セグメント別の状況

当社の報告セグメントは、「営業部門」および「ホールセール部門」の2つの区分で行われております。

(百万円)

	区分	営業部門	ホールセール部門	その他(注)	損益計算書 計上額
前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)	純営業収益	342,853	157,569	8,660	509,083
	経常損益	65,256	42,583	50,676	57,163
	その他の項目 のれんの償却額			1,541	1,541
当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	純営業収益	390,135	180,283	17,200	587,618
	経常損益	110,092	74,566	46,161	138,497
	その他の項目 のれんの償却額		55	1,541	1,596

- (注) 1 「その他」の純営業収益は主に当社の経営管理方法による報告セグメントに帰属しないトレーディング商品の未実現損益等が含まれております。
- 2 前事業年度の「その他」の経常損益には上記の他、報告セグメントに含まれない事業セグメントの販売管理費35百万円および本社管理部門における販売管理費等59,301百万円が含まれております。
当事業年度の「その他」の経常損益には上記の他、本社管理部門における販売管理費等63,361百万円が含まれております。
- 3 前事業年度ののれんの償却額1,541百万円は、事業セグメントに配分しておりません。
当事業年度ののれんの償却額1,541百万円は、事業セグメントに配分しておりません。
- 4 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載は行っておりません。

(営業部門)

平成24年12月の政権交代後、金融緩和期待を背景に日本株式市場が好転したことを受けて、株式委託手数料や投信募集手数料などが前期に比べ増加し、純営業収益が390,135百万円、経常利益が110,092百万円となりました。

(ホールセール部門)

低金利が続く環境下で、日本国債のトレーディング損益やクレジット関連取引収益が好調に推移しました。また、株式市場の回復を受けて大型増資案件や日本株の顧客取引も前期に比べ増加し、純営業収益が180,283百万円、経常利益が74,566百万円となりました。

3 【対処すべき課題】

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記に掲げる対処すべき課題は、企業集団としての対処すべき課題を記載いたしております。

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、さまざまな環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益（EPS）を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

また、経営目標の達成に向けて、最重点課題として、全地域、全ビジネスにおける黒字化に取り組んでおります。

具体的には、その取組みの一環として、海外各拠点を中心にビジネスの選択と集中を進めることを通じて、10億ドルのコスト削減を目標とする施策を着実に実施したことに加え、お客様のニーズに的確にお応えすることにより、各地域、各部門間の連携を強化し、グループとしての総合力を発揮するよう努めてまいりました。

また、本年3月末からは、日本において、米国、欧州に先駆けてバーゼル（金融機関に対する新たな自己資本等に関する規制）が適用され、当社も同規制の適用を受けております。また、デリバティブ等の金融取引についても各国で新ルールの適用が始まるなど、グローバルな金融機関に対する規制は実行段階を迎えています。

さらに、欧米では銀行改革と呼ばれる抜本的制度改正が予定され、金融取引税が欧州の一部の国で導入され、銀行監督制度統合についても議論されています。こうした規制強化の動きは、株式、債券、それらの派生商品等の取引市場と共に、金融機関の競争条件にも影響を与えるため、当社においても、注意深く対応を進めてまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

[営業部門]

営業部門においては、お客様一人ひとりのニーズにお応えするため、お客様のライフステージに合わせて、お客様へのコンサルティングとそれに基づく運用提案を中心とする営業方針を採用しております。また、お客様のライフスタイルに合わせて、営業店の窓口以外でも、インターネットやコールセンターを融合した「野村ネット&コール」を通じて、各種サービスの提供を行っております。

平成26年から運用が開始される少額投資非課税制度（日本版ISA、愛称「NISA（ニーサ）」）の活用をはじめとして、お客様の運用ニーズに的確にお応えするため、質の高い商品とサービスを提供してまいります。

[アセット・マネジメント部門]

投資信託ビジネスにおいては、個人投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、内外の機関投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。アジアに本拠を持ち、幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努め、世界の投資家から信頼される存在を目指してまいります。

[ホールセール部門]

ホールセール部門では、お客様のご要望にお応えするために、個々の事業分野での専門性を向上させる一方で、事業分野や地域をまたいだ連携が一層重要になっています。

個々の事業分野での取組みとして、グローバル・マーケットにおいては、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力等を活用して、お客様への付加価値の高い商品やソリューションの提供に取り組んでおります。インベストメント・バンキングにおいては、お客様のビジネス活動のグローバル化が進む中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達だけでなく、それらの取引に付随するソリューション・ビジネスについても対応すべく、グローバルな体制整備に引き続き努めてまいります。

また、部門間、地域間の連携に向けた取組みとして、中長期的な経済成長が見込まれるアジア地域を戦略的地域と位置づけ、同地域における取組みを一段と強化してまいります。日本とその他のアジア地域との一体運営とビジネス連携の強化を進めるだけでなく、アジア地域と欧米を結びつけるビジネスも推進し、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとしての地位の確立を目指してまいります。

以上の取組みの実効性を高めるべく、国内外におけるグループの総力を結集し、金融・資本市場の安定とさらなる拡大・発展に尽力するとともに、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および企業価値の極大化を図ってまいります。

[リスクマネジメント、コンプライアンス、その他]

リスクマネジメントについては、グローバルなビジネスが拡大する中、財務の健全性の確保や企業価値の向上に向け、引き続き管理体制の一層の強化と効率化が必要となっております。経営トップ自らがリスクマネジメントに積極的に関与し、的確な判断を下すリスク管理体制の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、業務の多様化・国際化が進む中、その重要性はますます高くなってきております。野村グループは、営業を展開している各国の法令・規則の遵守のための管理体制の改善に向け引き続き注力してまいります。加えて、単に法令・規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資すべく、役職員全員がより高い倫理観をもって業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

なお、昨年8月に当社に対し、金融庁より、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理についての業務運営状況等につき、業務改善命令が発出されております。

これに関して、同年8月8日、当社は金融庁に業務改善報告書を提出し、受理されました。

当社は、業務改善命令の発出に先立つ平成24年6月29日に法人関係情報の社内外における伝達方法や情報管理体制の見直し等の改善策を公表いたしました。これらは昨年12月末時点においてすべて実施済みとなっております。今後は継続的に自主点検・調査を行い、内部管理態勢の一層の強化・充実を図り、再発の防止および信頼回復に努めてまいります。

また、ガバナンス体制の強化についても、引き続き取り組んでまいります。本年4月には、経営環境の急激な変化やリスク管理手法が高度化する中で、インターナル・オーディット（内部監査）の実効性をさらに高めるため、内部監査の位置付けについて、執行側からの独立性がさらに確保されるよう、内部監査体制の整備を行っております。今後も、お客

様、株主および投資家の皆様からの信頼を確保するための体制を整備してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体（以下「野村」）となった連結経営の下で会社運営が行われており、以下に述べられた事業等のリスクは、企業集団としての事業等のリスクを記載いたしております。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも野村に影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日（平成25年6月27日）現在において判断したものです。

野村のビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性があります

最近数年間において、日本および世界の市場動向や経済情勢は変化しております。平成20年のリーマンショックに端を発した世界的金融危機により、グローバルな証券市場のみならずその参加者である金融サービス業界は影響を受け、日本を含む先進国を中心とする経済活動全体にもその影響は及びました。また、平成23年の米国における財政問題や、ギリシャをはじめとするユーロ圏の周縁国における財政問題等は、世界の主要な金融市場に対し大きな影響を与えました。その後、日本をはじめとした主要国の金融緩和政策や欧州中央銀行によるユーロ体制の維持に向けた取組み等により、平成24年半ばから、世界経済は緩やかな回復基調となりました。野村のビジネスや収益は、このような日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により影響を受ける可能性があります。しかしながら、このような動向が継続するかどうかは不明であり、為替、金利や株価の変動を含む日本や世界における市場の変動の兆しが見えています。

また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性があります。

例えば、平成23年3月に発生した東日本大震災は、原子力発電所の事故に伴う電力不足問題やサプライ・チェーンの混乱を生じさせ、金融取引のみならず経済活動全般について停滞を招きました。この結果、日本経済ならびに野村のビジネスは大きな影響を受けました。

仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村のビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性があります。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化、野村がビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による財政および金融政策についての変更など、ビジネス環境の変化が野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、野村のビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれます。

野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村が顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村は顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢の変動によって、野村の行う引受業務や財務アドバイザー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性があります。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村の投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性があります。

野村の電子取引業務からの収入が減少する可能性があります

電子取引システムは、野村のビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムです。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となります。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、経済または市場が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性があります。また、さまざまなキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、野村の電子取引業務の競争が激化することで、取引手数料やスプレッドに対する価格低下圧力が増しております。電子取引により取引量は今後増加する可能性があります。取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村の収入が減少する可能性があります。野村は今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定ですが、電子取引の手数料の値下げ圧力が増した場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性があります。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

野村は自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。野村のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジット、商品取引などのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれます。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に影響を与える場合があります。野村が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、野村が損失を被る可能性があります。また、野村が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、これらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒される可能性があります。そのため、野村はさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、それでも資産の価格変動により、損失を被る可能性があります。また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村の予測していない動きをすることにより、野村は損失を被る可能性があります。

野村のビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性があります。野村のトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会も市場のボラティリティの変化により作り出されます。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあります。これによりバリュー・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、野村はマーケットメイキングや自己勘定投資に伴って高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがあります。

さらに野村は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがあります。また、野村が投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがあります。野村は市場

価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性があります。

加えて、野村が担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村の格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性があります。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それに伴う収益性の低下を招く可能性があります。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村は大きな損失を被る可能性があります

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性があります。野村は多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがあります。野村は、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向があります。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合があります。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村は大きな損失を被る可能性があります。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、野村の業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下します。この結果、当該市場において、野村は、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性があります。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性があります。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがあります。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

野村はさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村は損失を被る可能性があります。野村のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。しかし野村は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

野村のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村の方針や手続が十分な効果を発揮しない場合があります。例えば、野村のリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されていますが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限りません。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性があります。また、野村が使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村が入手可能な情報の評価をよりどころとしています。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村は、リスクを適切に評価で

きず、大きな損失を被る可能性があります。加えて、市場の変動などにより野村の評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

前述の野村のビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがあります。

また、野村が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村の流動性ニーズが急激に高まる可能性があります。一方で、野村の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村の顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります

野村は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村が適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みです。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしています。また、その他にも有形・無形資産を所有しております。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引に伴う損益が認識される可能性があります。その場合、野村の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

流動性リスクによって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります

流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村のビジネスにとって極めて重要です。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマースナル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な流動性の確保に努めています。しかし、野村は一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っています。

その内容は以下のとおりです。

野村が債券発行市場を利用できなくなる場合があります

野村は、日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用しています。長期または短期の債券発行市場で資金を調達できない場合、あるいはレポ取引や有価証券貸借取引ができない場合、野村の流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、野村がビジネスを行うために必要とする資金調達につき、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷に伴う野村の営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分

上記に加え、銀行の不良貸付債権等の増加に伴う貸付余力の低下、クレジットスプレッドの拡大による野村の資金調達コストの上昇を招くような金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その

他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通しなど、野村に固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもあります。

野村が短期金融市場を利用できなくなる可能性があります

野村は、野村のビジネスに必要な無担保短期資金調達につき、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入を利用しています。これらの借入れの継続的な借り換えは、野村の流動性管理において極めて重要です。野村が発行したコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になったときに新たな資金調達（借り換え）に応じる義務を負っているわけではありません。不足分が発生した場合でも、野村は、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入でまかなうことができなくなる可能性があります。

野村が資産を売却できなくなる可能性があります

野村が債券発行市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、野村は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性があります。このような場合、野村は資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは野村が保有する資産の流動性低下につながるおそれがあります。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に野村の経営成績や財政状態に影響を与える場合があります。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村の資産売却に影響を及ぼすことがあります。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性があります

野村の資金調達コストや債券発行市場の利用は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は野村の格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。例えば、平成24年3月15日ムーディーズ・インベスターズ・サービス社は、野村ホールディングス株式会社の長期格付けをBaa2からBaa3に格下げしました。しかしながら、野村ホールディングス株式会社の平成24年の格下げによる影響は、限定的なものでありました。将来格下げがあった場合、野村の資金調達コストが上昇し、債券発行市場の利用が制約される可能性があります。その結果、野村の経営成績や資金調達に影響を与える可能性があります。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村に固有でない要因によっても、野村の資金調達コストが上昇する可能性があります。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、事前に予測不能な出来事によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいいます。これらには、平成13年9月11日の米国同時多発テロ、平成19年以降の米国サブプライム問題、平成20年秋の金融危機、平成23年3月の東日本大震災、および平成23年に顕在化した米国や欧州諸国における財政問題などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれます。

- ・主要格付機関による、野村のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村のトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村が関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村が受取るべき対価を受取れないこと、または野村がトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対

する行政処分等

野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

野村の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、野村に対して債務を負担することがあります。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村は大きな損失を被る可能性があります。

信用リスクは、次のような場合からも生じます。

- ・ 第三者が発行する証券の保有
- ・ 証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など野村の取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村に影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しています。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村が日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性があります。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村に影響を及ぼす可能性があります。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村の資金調達にも影響を及ぼす可能性があります。

野村の信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

野村は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。また、野村が取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性があります。さらに、野村が担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクの構成要素でもあります。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村に対する債務の履行に影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争に晒されています

野村のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想されます。野村は、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業

務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化しています

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。平成16年12月1日から施行されている証券取引法の改正（平成19年9月30日より金融商品取引法に改称）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となりました。また、平成21年6月1日から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになり、銀行やその他の金融機関は、規制緩和前に比較して、資金調達や投資信託の分野において競争力を増しています。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村のシェアに影響を及ぼしています。

金融業界の統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化しています

金融業界における金融機関同士の統合・再編が進み、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ金融機関が、その傘下に証券業を有することとなっています。近年では大手金融グループが銀行および証券会社の連携をより一層強化し、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、これら金融機関グループの競争力が野村に対し相対的に高まる可能性があります。これら金融機関グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性があります。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携等も進むなど、これらの金融機関グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村の市場シェアが低下する可能性があります。

海外の競合他社との競争や経営資源配分の適正化の不結実により、野村のグローバルな経営戦略が功を奏しない可能性があります

海外には多くのビジネスの機会およびそれに伴う競争が存在します。野村は、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争しています。このような競争に向けて、野村は海外ビジネスの強化のため、平成20年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきました。しかしながら、その後、世界経済が低迷し、金融規制の強化が進展する等の環境変化が生じています。野村は、厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めています。このような取り組みについて十分な効果が得られなかった場合は、野村のビジネス、財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

野村のビジネスは、重大なリーガル・リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

野村が重大な法的責任を負うことまたは野村に対する行政処分がなされることにより、財務状況が悪化し、または野村のレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通しや経営成績に影響を与える可能性があります。また、野村や市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが野村のビジネスに影響を与える可能性があります。

野村はさまざまな法的責任を負う可能性があります

野村は、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されています。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争ならびにその他の業務に関する法的

賠償請求等が含まれます。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村に対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもありえます。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により野村のレピュテーションが悪化する可能性もあります。さらに、違法行為にあたりと断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もあります。

野村に適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。野村は、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。また、野村のビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性があります。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村の顧客および野村と取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村の活動を制限することがあります。また、野村は法令諸規制を遵守するための対策を講じておりますが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消などの処分を受ける可能性があります。野村が行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村のレピュテーションが悪化する可能性があります。また、それらの処分により、顧客、特に公的機関が野村との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村がビジネスの機会を喪失する可能性があります。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

野村のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて影響を受けることがあります。規制の導入・改正・撤廃により、野村の全部または一部の事業を継続することが経済的でなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性があります。

特に米国におけるドッド・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策など、さまざまな金融規制改革が進行しています。これらの制度改正の詳細および野村への影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制によります。

加えて、会計基準や連結自己資本規制・流動性比率に関する規制の変更が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。例えば、金融庁は、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）によるバーゼルと呼ばれる新しい自己資本・流動性比率規制に対応するため、平成24年3月に、最終指定親会社の連結自己資本規制比率に関する改正告示を公表しました。同改正告示は、平成25年3月末より段階的に施行されています。新たな規制が完全に施行された場合、野村の連結自己資本規制比率は平成25年3月末の水準より低下する可能性があり、また、野村の資金調達コストが上昇する、あるいは野村のビジネス、資金調達活動や野村の株主の利益に影響を及ぼす資産売却、資本増強もしくは野村のビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。なお、金融当局が認定するグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）の対象およびG-SIBsに対する追加的な自己資本規制等は、毎年見直されることが金融安定理事会（FSB）およびバーゼル委員会により公表されております。また、G-20首脳会合は、G-SIBsの枠組を国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）まで拡張するようFSBおよびバーゼル委員会に対して要請し、平成24年10月、バーゼル委員会は、D-SIBsに関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定

し、公表しました。今後当社がG-SIBsまたはD-SIBsの対象となる場合、上記のコスト負担や影響が加重される可能性があります。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります

野村は、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上しております。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性があります。その結果、野村の経営成績および財政状態に影響が生じる可能性があります。

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村のビジネスに影響が及ぶ可能性があります

野村は、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されています。野村の役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたりリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引等の役職員または第三者による非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれ、その結果、野村が行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村のレピュテーションや財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

平成24年7月、証券取引等監視委員会は、公募増資案件に係る未公表の法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況等が認められたとして、当社に対して行政処分を行うよう内閣総理大臣および金融庁に勧告しました。証券取引等監視委員会からの勧告に基づき、金融庁は、平成24年8月に当社に対して業務改善命令を出しました。これに対して、当社は改善策を策定し、全社を挙げて再発防止に向けて取り組んでいます。

野村は、不正行為を防止または発見するための対策を講じており、最近では対策を強化するための取り組みを行っていますが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為の結果として野村に対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村は一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があります。また、顧客、特に公的機関が野村との取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性があります。

また野村は、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。野村は、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります。

これらによる損失が多額になる可能性があります。また野村に対する信頼が損なわれる虞もあります。

不適切な利益相反の処理または特定により、野村に影響を及ぼす可能性があります

野村は、多様な商品およびサービスを個人、企業、金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関です。それに伴い、野村の日々の業務において潜在的な利益相反が発生するおそれがあります。潜在的な利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供または野村の利益が、別の顧客の利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生します。さらに、適切な非公開情報の情報遮断措置または共有がされていない場合にも潜在的な利益相反が生じる可能性があります。野村は利益相反を処理および特定するための利益相反管理体制を整備していますが、適切に対処、特定または開示することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村のレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性があります。また、潜在的な利益相反の発生によ

り監督官庁による検査処分、または訴訟の提起を受ける可能性があります。

野村のビジネスは、さまざまなオペレーショナル・リスクの影響を受けます

野村は、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、野村は経済的損失、事業の中断、第三者からの提訴、行政処分、規制、罰金、またはレピュテーションの悪化といった事態に陥る可能性があります。

- ・有価証券の取引の実行、確認または決済がなされないリスク
- ・役職員による正確な事務処理がなされないリスク、例えば取引所に対する誤発注のリスク
- ・策定しているコンティンジェンシープランの想定を上回る規模の災害やテロ行為等により、野村の施設やシステムが被災し、あるいは業務の継続が困難になるリスク
- ・流行病により業務遂行に支障が生じるリスク
- ・野村または第三者のコンピューターシステムのダウン、誤作動などシステムの障害またはシステムへの不正侵入、誤用、コンピューターウイルス、もしくはサイバー攻撃によるリスク

野村のビジネスは、機密情報を野村のコンピューターシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠しています。野村はセキュリティ・システムの継続的なモニタリングおよびアップデートを行い、リスクを軽減するための策を講じていますが、常に変化するサイバー脅威により、野村へのリスクは増していると認識しています。今後サイバー脅威が高度化するにつれ、野村のシステムを修正するためにより多くの資源を必要とする可能性があり、さらに、野村の対策が十分でない場合には、サイバー攻撃により重大な侵害を受ける可能性があります。

野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに影響が及ぶ可能性があります

野村は業務に関連して顧客から取得する情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられています。

野村は個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村のビジネスにさまざまな点で影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の漏洩により顧客に損失が生じた場合には、野村は顧客からクレームや損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更、または野村のブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動により、追加的な費用が発生する可能性があります。また、不正漏洩の結果、野村に対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、問題に対処するために追加的な費用が発生する可能性があります。

野村ホールディングス株式会社は持株会社であり、子会社からの支払に依存しています

野村ホールディングス株式会社は、配当金の支払や負債の支払の資金として、子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存しています。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性があります。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けています。例えば、野村ホールディングス株式会社のブローカー・ディーラー子会社である当社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc、ノムラ・インターナショナルPLCおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングス株式会

社への資金移動が制限される可能性があります。これらの法規制は野村ホールディングス株式会社の債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性があります。

プライベート・エクイティ投資において野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は国内および海外で議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している連結事業体を通じプライベート・エクイティ投資事業を展開しています。投資先の業績悪化または当該業種の事業環境の悪化により投資先の公正価値が下がり巨額の損失を被る可能性があります。また、野村が期待する水準や期待するタイミングで投資資産を売却できず、野村の経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有しています。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村の損益に大きな影響を与えます。市場の環境によっては、野村はこれらの株式・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

野村は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、野村が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村が判断したときには、野村は対応する会計年度に減損を認識しなければなりません。

野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

野村は、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の解約動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合があります。さらに、野村が提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。野村が提供したこれら商品に損失が生じた場合、野村は顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村が保管する顧客からの預かり資産の流出につながる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

当期の経営成績の分析

「第2【事業の状況】1【業績等の概要】および2【業務の状況】」をご参照ください。

なお、「第2【事業の状況】3【対処すべき課題】および4【事業等のリスク】」をあわせてご参照ください。

(2) 重要な会計方針および見積り

財務諸表作成上の見積り

財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積り額と異なることがあり、結果として財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の時価

金融商品の時価は、強制された売買または清算に伴う売買ではなく、自発的な相手先とその時点において取引された場合に交換されると考えられる価額です。市場取引されている有価証券とデリバティブを含む金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、時価の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行われます。時価評価モデルは、契約期間、ポジションの大きさ、基礎となる資産の価格、利子率、配当率、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、取引先信用リスクおよび市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、時価算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産ならびにトレーディング負債は、貸借対照表上約定日基準で認識され、時価で評価されております。関連する損益は、損益計算書上、トレーディング損益に計上されております。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の時価の見積りに影響を与え、トレーディング収益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、野村の時価の見積りはより主観的になる可能性があります。

商品有価証券等の時価は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。

このような方法で時価評価されている金融商品は、上場株式、主要な政府および政府系機関債、国際金融機関債、地方機関債、社債、短期金融市場商品となっております。

商品有価証券等のなかには流動性に欠ける商品が含まれており、そのような商品に関しては経営者による最善の見積

公正価値を利用して価格決定がなされております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの価格は、通常市場取引価格によって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされません。

(3) リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、親会社である野村ホールディングス株式会社の定める下記のグローバル・リスク・マネジメント体制に拠っております。

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されております。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

グローバル・リスク管理体制（野村ホールディングス株式会社）

ガバナンス

野村は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って、損失の危機の管理に関するその他の体制を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでおります。また、経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議において統合リスク管理規程を制定し、リスク管理にかかる基本理念、組織体制、リスク管理の枠組みを含むリスク管理態勢を定め、リスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。

リスク管理基本理念

野村では、業務運営において生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなる可能性、および収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなる可能性をリスクとして定義しております。

その上で、野村の役員および社員等は、自らがリスク管理を行う主体であると認識し、日々の業務運営において発生するリスクに関して、適切に対処するとともに、野村グループ各社において適切にリスクを管理するほか、業務を執行する部署、リスク管理を行う部署、および内部監査を行う部署の各階層においてリスクを認識、評価した上で、適切に管理することを基本理念としております。

リスク管理の基本方針

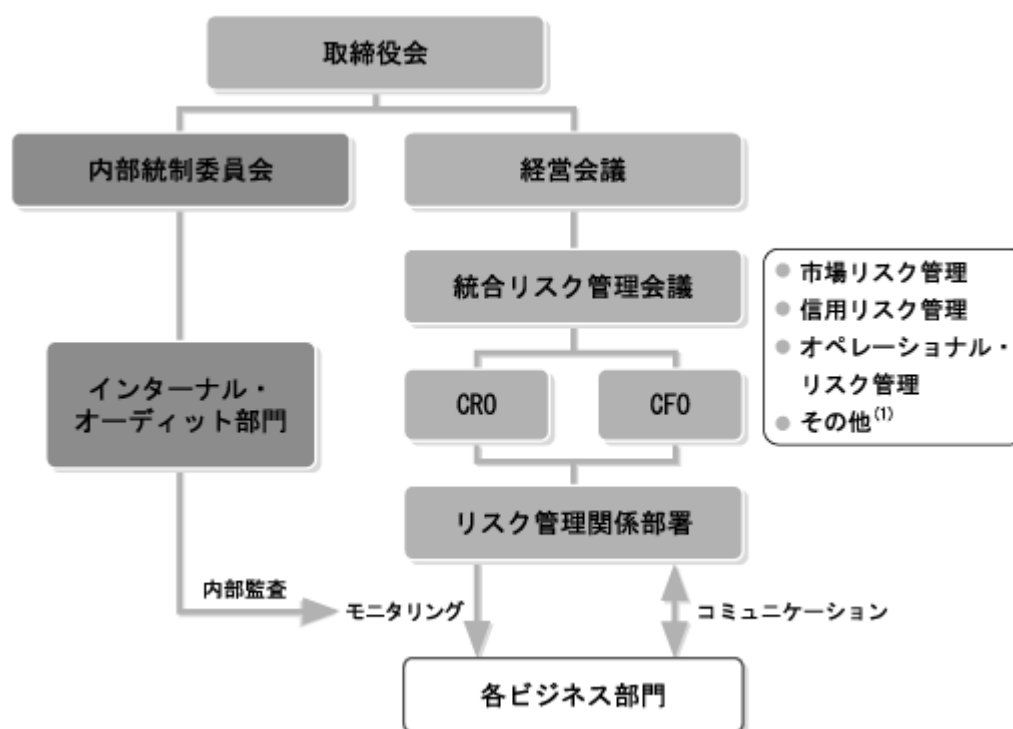
野村は、グループ全体の経営戦略、経営目標および経営体力（財務基盤）に即したリスク許容度の基準として、リスク・アピタイトを明確に設定した上で、業務運営から生じるリスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制することをリスク管理に関する基本方針とし、業務運営において、その浸透に努めております。

野村のリスク・アピタイトは、定量的項目、定性的項目で構成されます。定量的項目として、資本十分性、資金流動性、収益性に関して基準を設定しているほか、定性的項目として、全く許容しないリスクであるゼロ・トレランス・リスク、および収益性、リスク削減手法、監視体制などを勘案し限定的に許容するリスクであるミニマム・トレランス・リスク、それぞれに関して基準を設定しております。

また野村は、可能な限り定量的な手法を用いてリスクを評価することに努め、リスク評価手法の高度化を図っております。野村では、定量的に評価したリスクを総体的に捉えたものを経済資本とし、それを自己資本の充実度の評価、資本配賦、リスク管理を行う上での主要な指標と位置付けています。なお、定量的な手法によるリスクの評価において、その補完的な手段としてストレス・テストを実施し、自己資本および各リスクに対する影響度を分析、評価しております。

リスク管理の組織態勢

野村におけるリスク管理態勢の組織体制図、および主要組織の概要は以下のとおりです。



- (1) その他は、カントリー・リスク、システム・リスク、資金流動性リスクやビジネス・リスクを含みます。ビジネス、リスク・マネジメント、インターナル・オーディット等の野村グループの組織は、リスクの評価や適切なリスク管理を通じてきめ細かなリスク管理を行っております。野村グループに大きな影響を与える事象については、経営ならびに統合リスク管理会議等へ報告されます。

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、株主価値の増大に資することを目的として、野村における経営戦略および経営資源の配分ならびに経営にかかる重要事項を審議、決定します。

- ・ 経営資源の配賦 - 各年度の開始にあたり、経営会議は経済資本や無担保調達資金等の各種経営資源の配賦や経営資源のリミットの設定を行います。経営資源の利用状況は日次でモニタリングされます。
- ・ 事業計画 - 各年度の開始にあたり、経営会議は野村グループの事業計画や予算を承認します。また、期中における、重要な新規ビジネス、事業計画の変更、予算や経営資源の配賦を承認します。
- ・ レポーティング - 経営会議は経営会議の内容等を取締役会へ四半期毎に報告します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、野村の統合リスク管理にかかる重要事項を審議、決定します。統合リスク管理会議は、グループ全体のリスク管理の中核となる組織であり、野村のリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

- ・ リスク・アピタイト - 統合リスク管理会議は野村グループのリスク・アピタイトを設定し、リスク・アピタイトの範囲内で統合リスク管理を行う枠組みを整備します。
- ・ 監督 - 統合リスク管理会議はグループ全体のリスク管理のプロセスを整備することを通じて野村グループのリスク管理の枠組みを監督します。このプロセスはリスク種類の特定、それらのリスクの評価およびモニタリング、適切なリスク管理手法やモニタリングの整備を含みます。
- ・ レポーティング - 統合リスク管理会議はリスク管理に関する重要な事項について取締役会および経営会議に四

半期毎に報告します。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー（CRO）は、野村のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの実効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議または報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者（CFO）は、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。流動性リスク管理については、統合リスク管理会議が定めるリスク・アピタイトに基くことを基本方針としております。野村は、マーケットサイクルを通じて、そして、マーケットストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。野村の資金流動性管理は、危機発生等により1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立した組織として構成され、グループ・リスク・マネジメント部および野村グループ各社においてリスク管理を担当する部署または組織をいいます。リスク・マネジメント部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員および統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も行います。リスク管理に関する重要な事項はリスク・マネジメント部門がCROと緊密に連携します。CROやDeputy CROはリスクに関する事項を報告する為に経営会議や統合リスク管理会議に参加します。

リスクの分類と定義

野村では、リスクを以下のとおり分類、定義した上で、各リスクを管理する部署又は組織を設置しております。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産及び負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク。
信用リスク	債務者の信用力の低下または債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク。
カントリー・リスク	ある国の政治、経済、法律、慣習、宗教等の固有の特性がもたらすリスク、または国家体制の変化、政策の予見可能性の低下、景気の悪化もしくは社会的混乱等により、当該国の情勢が変化することから損失を被るリスク。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスク。
システム・リスク	オペレーショナル・リスクの内、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、またはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。

市場リスク

市場リスクは、金利、為替、株価、クレジット・スプレッド、指数、ボラティリティ、相関あるいはその他のものを含む市場要因の変化によって生ずる潜在的な資産価値の損失と定義されます。野村では、主にトレーディングにおいて、このリスクに晒されています。市場リスクを適切に管理するためには、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では、継続して市場リスクを計量的に計測・制限する手段としてバリュー・アット・リスク（VaR）を利用しております。VaRリミットは、野村のリスク・アピタイトに沿うように設定されます。VaRに加えて、ストレス・テストや感応度分析等も市場リスクを評価・管理する手段として利用しています。感応度は、市場リスク要因の単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す非統計的の尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、リスク・ファクターを合算することはできません。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートにより、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

【VaR】

VaRは、特定の信頼水準の下で、予め定義された期間における市場の不利な動きにより発生するトレーディング・ポジションの価値の損失額を計測するものです。VaRモデルにより計測される市場リスクは、株価、金利、クレジット、為替レート、コモディティ、それらのボラティリティや相関を含みます。

VaRメソッドロジーの前提

野村は、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測にあたり、グローバルにひとつのVaRモデルを利用しています。

野村は、将来発生しうる利益あるいは損失を予測するVaRメソッドロジーとして、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しています。ヒストリカルな（過去の）市場の動きは、野村の現在のエクスポージャーに繰り返し適用され、ポートフォリオ収益の分布を形成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準（確率）において推定することが出来ます。

野村において、VaRは信頼水準99%で計算されます。保有期間1日のVaRはリスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。また、野村は、社内でのリスク管理目的で、同じ分布において発生しうる利益を表す1%VaRを計算しています。計測方法における99%と1%の違いを見ると、市場が常に単純な統計確率モデルに従っている訳ではないことが良くわかります。野村は、更に、いわゆるパーゼル2.5規制の要件を満たすために必要な測定方法でのVaR計算も行っています。それらのひとつであるストレスVaR（SVaR）はストレス下にある金融市場の1年分のデータを利用して計算されます。全てのVaRとSVaRは、以下に挙げた点を除いて同様の前提に基づいて、同じシステムで計算されます。

VaRモデルは予め設定された2年分の期間（520営業日）のヒストリカル・データを利用します。野村は、リスク管理ならびにバック・テスト（後述）に、直近のデータにより比重をおいて計算するVaRを利用しています。VaR計算においてヒストリカル・シミュレーション・シナリオそれぞれの損益に割り当てられる確率加重はシミュレーション・シナリオの発生時点に依存します。古い時点での観測は、加重が軽くなります。指数的に重み付けされるスキームは、減衰係数を0.995に設定して利用されています。このパラメータの選択により、データの古さの加重平均が159営業日（7ヶ月を少し過ぎた時点）となります。

SVaRの計算には、金融市場がストレス環境下にある期間の1年分のデータを利用します。1年の期間は、野村の現在のポートフォリオに基づいて、SVaRが最大となるよう設定されます。SVaRに利用されるヒストリカル・データは重み付けされていません。

野村のVaRモデルは、過去の市場変動データに基づき、現在のポートフォリオにおける収益インパクトを、センシティブリティ（greeks）を使うことやポートフォリオの再評価により、計算します。重要なベシス・リスクは、異なるヒストリカル・データ（例：株式とADR）もしくはセンシティブリティとベシスのヒストリカル・データ（例：債券とクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のクレジット・スプレッドのベシス）のどちらかを利用して計算することができます。

野村のVaRモデルは、可能な限り、個々のアンダーライニングのヒストリカル・データを利用します。現在、野村は、約25,000のヒストリカル・データのデータベースを有しております。ヒストリカル・データは原則として全ての資産について利用可能ですが、特定のアンダーライニング資産について必要な期間（言い換えれば520営業日）のデータ

が存在しない場合には、VaRモデルは代理変数に従って当該エクスポージャー（例えば、最近発行された株式のオプション）に適切なヒストリカル・データを割り当てます。VaRモデルで行われる代理変数の水準は内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされ、また、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

VaRモデルとVaRメソッドロジーの前提の変更

野村はリスク・モデルの継続的な改善とリスク・モデルが業界のベスト・プラクティスであるような取組みに努めております。

野村はVaRモデルおよびその他のリスク・モデルに必要な改善を行うプロセスと検証手順を統合リスク管理会議により承認されたポリシーのかたちに文書化しております。グローバル・リスク・メソッドロジー・グループ（GRMG）が野村のリスク・モデルとメソッドロジーの改善に関する第一の責任を有しております。全てのモデル変更はGRMGによりグローバル・モデル・バリデーション・グループ（MVG）と共有され、重要な変更はMVGが独立したレビューを行い、モデル変更の前に検証されます。

GRMGに求められる役割はモデルの改善であり、MVGに求められるのはモデル変更の重要性に応じた検証です。重要な変更の中には、新しいモデルのバックテスト、新旧モデルの並行運用、新しいモデルのストレステストがモデル変更の前に必要となるものもあります。

モデル変更が野村全体に与える影響が内部で定める基準を上回る場合には、統合リスク管理会議により野村の市場リスク、信用リスク、レピュテーション・リスクの管理に係る重要事案を審議もしくは決定することならびに業務の健全かつ円滑な運営に資することを授けられたリスク審査委員会（GRMC）の下部組織であるグローバル・リスク分析会議（GRAC）によるモデル変更の承認も必要です。

GRACはCROやCFOを含む野村のリスク管理に関与するシニアな役職員により構成され、GRMCがモデル変更の承認権限を授けしています。

全ての重要なモデル変更の詳細は四半期毎にGRMCへ報告され、必要に応じてより頻繁な報告も行われます。

野村はVaRモデルやその他のモデルの重要な変更が行われた場合には金融庁へ公式に報告する義務を有します。重要性の判断基準は野村の連結自己資本規制比率に10%超の影響を与える場合等のように野村内部で規定します。重要性がそれより低い変更についても金融庁への通常の連絡・報告等により共有されます。

VaRバックテスト

野村のVaRモデルのパフォーマンスは、所期の目的に合致し続けるよう、継続的にモニタリングされております。VaR検証に利用される主な方法は、1日分の損益とそれに対応するVaR値の比較です。信頼水準99%のVaRでは、1年間に2回から3回の超過（例：VaRを上回る損失が発生すること）が想定されます。野村は、VaRモデルのバックテストを、グローバル・レベルのみならず、更に下位のレベルでも行っており、バックテストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

平成25年3月期において、グループ・レベルでのバックテストにおける超過はありません。

VaRの限界と利点

リスク計測手法としてのVaRの主な利点は、(他のリスク計測手法ではセンシティブリティをそのまま合算できないことに比べて)様々な資産区分のリスクの合算が可能であることです。野村の異なる部門のリスクは、VaRを利用することにより、合算され、容易に比較することができます。

リスク計測方法としてのVaRには、しかしながら、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。将来の損益を推測するために過去の市場の動きを利用することは、実際に発生した事象のみがポートフォリオのリスクの分析に関係していることを意味します。

また、VaRは定められた(99)パーセンタイル値(例:100日において1日だけ保有期間1日のVaRより大きな損失が発生する場合)の損失を推定するのみであり、VaRを超える損失が発生する際にどの程度の損失が発生しえるのかを推定するものではありません。

リスク計測手法としてのVaRは流動性のある市場のリスクの把握に最も適しており、これまで発生したことがないような深刻な金融事象による影響を過小評価する可能性があります。具体的には、過去データに基く相関は、極端な市場の動き的环境下では崩壊し、VaRの動きをオフセットするポジションが同じ方向に動いてしまい、損失が大きくなる可能性があります。

野村は、野村のVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。VaRを補う目的で利用されるその他の指標としては、ストレス・テストや感応度分析が挙げられます。

【他の計測方法】

特定のビジネスやポートフォリオのリスクについて、VaR以外の指標や、リミットによる管理を行います。これら手法には、追加的な条件を満たすことや特定の取引について取引前に上位のコミティーの承認を得ることなどがあります。

【ストレス・テスト】

野村は、VaRや感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクや非線形な変化などのテイル・リスクを捕捉出来ないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは、日次や週次で行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。野村では、デスク・レベルのみならず、市場変動が野村全体に与える影響を把握するためにグローバルに統一されたシナリオによるグローバル・レベルでのストレス・テストも行っております。

【モデル・レビュー】

野村は、トレーディング・ポジションの評価やリスク管理、財務報告、規制資本や内部資本計算にモデルを利用しております。グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの設計や開発の担当者から独立した立場で、モデルの妥当性やモデル間の平仄について検証を行います。このプロセスの一環として、グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの適切性を評価するために多くのファクターを分析するとともに、モデル・リザー

ブや資本調整を通じたモデル・リスクの計量化を行っております。

[ノン・トレーディング・リスク]

野村におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持やビジネス推進を目的として長期的に保有している投資持分証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所第一部上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIXの変化に対する市場感応度分析があります。

信用リスク

野村では、信用リスクを、「債務者の信用力の低下または債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク」と定義しております。

このような信用リスクを適切に管理するため、適切なリスク・テイクを行い十分なリターンを確保しつつ、顧客の多様なニーズに応えることが、野村の企業価値を向上させるために重要であるとの基本方針を、信用リスク管理の基本規程である信用リスク管理規程に定めております。この基本方針の下、経営目標の達成に向けて、強固で包括的な信用リスク管理体制を構築しております。

野村では、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、平成23年3月末より基礎的内部格付手法を採用しております。ただし、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位または資産区分については、標準的手法を適用しております。

[信用リスク管理体制]

野村の信用リスク管理体制としては、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が、野村の統合リスク管理にかかる重要事項を審議、決定しており、その一環として、信用リスク管理規程等の規程において、信用リスク管理に関わる重要な方針を定めております。また、統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める野村の戦略的なリスク・アロケーション、リスク・アピタイトに基づいて、野村の信用リスク管理上の重要事案を審議、決定しております。

野村では、CROの下、適切な相互牽制機能を備えた組織体制を構築しております。与信企画部署が内部格付モデルの開発、管理および継続的な見直しを含めた内部格付制度の変更、改廃に係る立案および実施を担っております。

クレジット部署は、ビジネス部門から独立した組織として、与信審査、内部格付の付与、信用集中リスクを含む信用リスク・プロファイルに関するモニタリングを行っております。また、信用リスク管理部署は、ビジネス部門およびクレジット部署から独立した組織として、内部格付制度の運用の監視、検証等を行っております。また、信用リスク管理の妥当性については、各部門から独立した内部監査部署による内部監査を受けております。

[信用リスク管理の方法]

内部格付制度

野村では、信用リスクを合理的に評価する統一的、網羅的、客観的な枠組みとして、内部格付制度を設けております。内部格付は、債務者の信用力に関する評価を示す債務者格付、案件毎のデフォルト発生時の回収不能リスクに関する評価を示す案件格付、および特定貸付債権に対する債務不履行の可能性に関する評価を示す特定貸付債権格付により構成されております。内部格付は、評価された信用力の程度に応じ、非デフォルト等級17段階、デフォルト等級3段階

の、合計20段階に区分されております。

債務者格付は、原則として、信用リスク・アセット計測の対象となる債務者に対して付与しております。債務者格付は、債務者の信用力を適切に反映するため、年1回以上の定期見直しを行うほか、債務者の信用力に重要な変化が認められる場合には、速やかに見直しを行うこととしております。なお、内部格付の付与は、ビジネス部門から機能的に独立したクレジット部署が行うことにより、内部格付付与プロセスの健全性を確保しております。

特定貸付債権格付けは、特定貸付債権ごとに格付が付与され、スロットティング・クライテリアに割り当てられます。特定貸付債権格付の見直し頻度およびプロセスは債務者格付に概ね準じております。

また、ビジネス部門およびクレジット部署から機能的に独立した信用リスク管理部署は、内部格付制度の妥当性等の検証を年1回以上行っております。これに加えて、上述のとおり、各部門、ビジネス部門から独立した内部監査部署が、信用リスク管理に係る内部監査の一環として、内部格付制度全般の妥当性等についての内部監査を行うこととなっております。

個別与信の管理

野村における信用リスク・アセット計測の主たる対象は、派生商品取引および証券金融取引（以下総称して、「デリバティブ等取引」という。）において発生するカウンターパーティー向けの与信です。

デリバティブ等取引にかかるカウンターパーティー向けの与信は、個別与信先毎に与信審査を実施の上、クレジット・リミットを設定して管理しております。取引実行後のモニタリングとしては、取引満期までの潜在的な与信相当額を日次で計測した上で、クレジット・リミットによる管理を行うとともに、適切な頻度で与信先の実態把握に努め、それに基く債務者格付およびクレジット・リミットの見直しを実施しております。

クレジット・リミットによる管理等、カウンターパーティーの信用リスク管理に用いられているエクスポージャー計測モデルは、2012年12月末より期待エクスポージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されております。

信用リスクの削減手法

野村では、デリバティブ取引に際し、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）の基本契約書または同等の法的効力のあるマスター・ネットリング契約をカウンターパーティーと事前に締結します。マスター・ネットリング契約により、カウンターパーティーの債務不履行により発生しうる損失を軽減しております。

加えて、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い有価証券を必要に応じて担保として徴求することで、債務不履行により発生しうる損失を軽減しております。

[信用リスク管理の対象]

信用リスク管理の対象は、カウンターパーティー取引、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券を含む債券または株式商品、および信用リスク管理の観点から必要と考えられるその他の商品を含みます。

[統合管理]

野村は、債務者毎に信用リスクを把握するのみならず、当該債務者と実質的に一体として信用リスクを判断すべき

債務者の範囲を特定し、当該債務者グループ単位で信用リスクを把握しております。

個々の債務者として評価した場合と比較し、信用リスクの増減に影響を与える重要な法的または財務的な関係を有する債務者が存在する場合には、債務者グループにより信用リスクを評価します。このような関係はある債務者が他の債務者の経営権を有する場合、重要な資金調達関係を有する場合、資金調達において依存関係を有する場合等に存在することがあります。

[信用リスクの報告]

リスク・マネジメント部門は、信用リスクの状況について、適切な頻度でモニタリング・評価・分析を実施するとともに、CRO、リスク・マネジメント担当役員、統合リスク管理会議に報告を行っております。

[信用リスクの計測]

信用リスクは、グローバルに統一された方法で定量的に計測されます。また、担保や保証の効果を適切に考慮して計測されております。

[デリバティブ等取引の取引相手に対する信用リスク]

野村ではデリバティブ等取引のカウンターパーティーに対する与信相当額を、日々の公正価値として評価する時価と取引満期までの潜在的なエクスポージャーの合計として算出しております。全てのデリバティブ等取引のクレジット・リミット管理はリスク・マネジメント部門により行われております。

前述のとおり、野村はデリバティブ取引に際し、ISDAの基本契約書もしくは同等の法的効果のあるマスター・ネットティング契約をカウンターパーティーと締結します。マスター・ネットティング契約により、カウンターパーティーの債務不履行によるリスクを軽減するとともに、同一のカウンターパーティーに対するエクスポージャー相殺後の、より実態に即した数値を連結財務諸表上に開示しております。また、債務不履行リスクを軽減する手当として、現金または米国債や日本国債などの流動性の高い証券を必要に応じて担保として徴求することとしております。

[特定の欧州周縁国に対するエクスポージャー]

平成24年から平成25年にかけて、経済や財政状況の悪化により、(「GIIPS」と呼ばれる)ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペインなど、欧州周縁の幾つかの国の信用力が低下しました。GIIPSにおける金融、経済、そして構造的問題の悪化は、グローバル金融市場の多くに悪影響を与えました。市場や経済の低迷が続くと、野村のビジネスに悪影響を与え、大きな損失が発生する可能性があります。

オペレーショナル・リスク

[オペレーショナル・リスク管理の概要]

野村は、オペレーショナル・リスク管理規程において、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれませんが、グループシステムリスク管理規程により定義されているシステムリスク、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含みます。

[基本方針]

野村は、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしております。

- (1) 第一段階：ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行う。
- (2) 第二段階：オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理の中長期的方針と枠組みを策定し、その運用を推進する。
- (3) 第三段階：内部監査及び外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行う。

また、統合リスク管理会議がこの管理体制全体を監督しております。

この管理方針に基づき、グループ全体のオペレーショナル・リスク管理における適切な監督と独立したレビューが行われることとなります。

【野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み】

野村は、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備しております。オペレーショナル・リスク・アピタイトは、オペレーショナル・リスク管理の枠組みの主要項目を用いた定性的リスク・アピタイトおよび定量的リスク・アピタイトにより定義されます。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

管理の枠組みの基盤

- ・ポリシー・フレームワークの構築と維持：オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化。
- ・研修および理解の促進：オペレーショナル・リスク管理について、野村内の認識を高めるための取組み。

主要な管理活動

- ・シナリオ分析：低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイルリスク」を特定、分析するプロセス。
- ・損失事象等の報告：野村内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセス。
- ・KRI (Key Risk Indicator、リスク指標)：オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行うプロセス。
- ・RCSA (Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価)：主要なリスク、コントロールを自ら特定・評価し必要な対応策の策定を行うプロセス。

管理活動結果の活用

- ・分析および報告：オペレーショナル・リスク管理部署による分析結果を、意思決定に資する情報として経営陣等へ報告。
- ・所要資本の計算と配賦：オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算し、各ビジネスに配賦することによりリスク対比で効率的な事業活動を促進。

【オペレーショナル・リスクの分類】

野村では、連結自己資本規制比率告示において示されたイベント・タイプ・カテゴリーに準拠し、「内部の不正」、「外部からの不正」、「労務慣行および職場の安全」、「顧客、商品および取引慣行」、「有形資産に対する損傷」、「事業活動の中断およびシステム障害」、「注文等の執行、送達およびプロセスの管理」の7つの区分を用いてオペレーショナル・リスクを管理しております。

〔パーゼル2に基づいたオペレーショナル・リスクの所要自己資本額〕

野村は、金融庁告示に定められた粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しております。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としております。

野村では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。これら粗利益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディングおよびセールス	特定取引に係る業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

- ・金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、上表の業務区分に配分します。
- ・各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。
- ・いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- ・これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。
- ・業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。
- ・配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- ・この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。
- ・年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。
- ・オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

システム投資におきましては、各ビジネスラインの業務推進支援を目的に実施しております。営業部門においては、旧システムからパッケージサービス「STAR」への移行を完了いたしました。また、ホールセール部門におきましては、機関投資家のグローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化・拡充を行っております。

2 【主要な設備の状況】

平成25年3月31日現在

事業所名	所在地	主な事業別 セグメントの名称	面積 (㎡)	従業員数 (人)	摘要
本店	東京都 中央区	営業部門、ホール セール部門および その他	28,693	4,539	野村ホールディングス株式会 社からの賃借
大手町本社 (本社分室)	東京都 千代田区		57,273		野村ホールディングス株式会 社からの賃借
大阪支店	大阪市 中央区	営業部門および ホールセール部門	11,641	164	野村ホールディングス株式会 社からの賃借
名古屋支店	名古屋 市中区	営業部門および ホールセール部門	7,703	150	野村ホールディングス株式会 社からの賃借
他165支店、9営業所および2海外駐在員事務所					

(注) 上記店舗等の賃借料として、当期は野村ホールディングス株式会社に28,938百万円を支払っております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	201,410	201,410		(注)
計	201,410	201,410		

(注) 定款の定めは次の通りです。

譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を得ることを要する。
なお、単元株制度は採用していません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年12月12日(注)	20	201,410		10,000	99	529,579

(注) 野村ファンドネット証券株式会社との会社分割の方法による事業承継に伴う発行であります。親会社に対し、野村ファンドネット証券株式会社の株式5,600株につき当社株式1株をもって割当交付いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況							
	政府 および 地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)				1				1
所有株式数(株)				201,410				201,410
所有株式数 の割合(%)				100.0				100.0

(注) 単元株制度は採用しておりません。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	201,410	100.00
計		201,410	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 201,410	201,410	
単元未満株式			
発行済株式総数	201,410		
総株主の議決権		201,410	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当政策につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ親会社である野村ホールディングス株式会社と協議の上、利益配当の額を決定することをその方針としており、当期の配当金は、一株当たり42万2千円といたしております。

(注) 剰余金の配当にかかる定款の定めは以下の通りです。

- ・第27条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
- ・第28条 当社の期末配当基準日は、毎年3月31日とする。
- ・第28条2 前項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	一株当たりの配当金(円)
平成25年4月26日取締役会決議	84,995	422,000

4 【株価の推移】

該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

(1) 取締役 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役会長		古賀 信行	昭和25年8月22日生	平成13年5月 平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月 平成20年4月 平成23年6月	当社取締役 当社取締役副社長 当社取締役社長 当社取締役兼執行役社長 当社取締役兼執行役会長 当社取締役会長(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社取締役会長 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長	(注1)	
取締役		永井 浩二	昭和34年1月25日生	平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月 平成19年4月 平成20年10月 平成21年4月 平成23年4月 平成24年4月	当社入社 当社取締役 当社執行役 当社常務執行役 当社常務(執行役員) 当社執行役兼専務(執行役員) 当社Co-COO兼執行役副社長 当社取締役兼代表執行役社長(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役グループCEO	(注1)	
取締役		尾崎 哲	昭和33年1月16日生	平成13年10月 平成16年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年10月 平成24年8月 平成25年4月	当社入社 当社執行役 当社参事 当社常務執行役 当社常務(執行役員) 当社代表執行役副社長 当社取締役兼代表執行役副社長(現職)	(注1)	
取締役		沓掛 英二	昭和35年9月12日生	平成13年10月 平成19年4月 平成20年10月 平成21年4月 平成23年4月 平成24年8月 平成25年4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社専務(執行役員) 当社代表執行役副社長 当社取締役兼代表執行役副社長(現職)	(注1)	
取締役		宮野 則昭	昭和33年12月23日生	平成13年10月 平成18年4月 平成20年10月 平成23年4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 当社取締役(現職) 当社監査特命取締役(現職)	(注1)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役		柳 雅 二	昭和35年10月23日生	平成13年10月 平成19年 4月 平成20年10月 平成23年 4月 平成25年 4月	当社入社 当社執行役 当社執行役員 当社常務(執行役員) 当社取締役(現職) 当社監査特命取締役(現職)	(注1)	
取締役		西 松 正 記	昭和33年 2月 3日生	平成13年10月 平成15年 4月 平成15年 6月 平成19年 4月 平成20年10月 平成22年 4月 平成22年 6月 平成25年 6月	当社入社 当社取締役 当社執行役 当社常務執行役 当社常務(執行役員) 野村ホールディングス株式会社顧問 同社取締役 当社取締役(現職) <主要な兼職> 野村信託銀行株式会社社外取締役 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役	(注1)	
取締役		坂 根 正 弘	昭和16年 1月 7日生	昭和38年 4月 平成13年 6月 平成15年 6月 平成19年 6月 平成20年 6月 平成22年 6月 平成25年 4月 平成25年 6月	株式会社小松製作所入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長兼CEO 同社代表取締役会長 当社社外取締役(現職) 株式会社小松製作所取締役会長 同社取締役相談役 同社相談役・特別顧問(現職) <主要な兼職> 株式会社小松製作所相談役・特別顧問 東京エレクトロン株式会社社外取締役 旭硝子株式会社社外取締役 野村ホールディングス株式会社社外取締役	(注1)	
取締役		兼 元 俊 徳	昭和20年 8月24日生	昭和43年 4月 平成 4年 4月 平成 7年 8月 平成 8年10月 平成12年 8月 平成13年 4月 平成19年 1月 平成19年 2月 平成23年 6月	警察庁入庁 熊本県警察本部長 警察庁国際部長 国際刑事警察機構(ICPO)総裁 警察大学校長 内閣官房 内閣情報官 弁護士登録(第一東京弁護士会) シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー (現職) 当社社外取締役(現職) <主要な兼職> シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー 亀田製菓株式会社社外監査役 JXホールディングス株式会社社外監査役 野村ホールディングス株式会社社外取締役	(注1)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		藤 沼 亜 起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士登録 平成3年5月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成5年6月 太田昭和監査法人(新日本監査法人(現.新日本有限責任監査法人))代表社員 平成12年5月 国際会計士連盟会長 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年6月 新日本監査法人退職 平成19年7月 日本公認会計士協会相談役(現職) 平成20年6月 当社社外取締役(現職) < 主要な兼職 > 住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 住友生命保険相互会社社外取締役 株式会社セブン & アイ・ホールディングス社外監査役 野村ホールディングス株式会社社外取締役	(注1)	
取締役		草 刈 隆 郎	昭和15年3月13日生	昭和39年4月 日本郵船株式会社入社 平成11年8月 同社代表取締役社長 平成14年4月 同社代表取締役社長経営委員 平成16年4月 同社代表取締役会長経営委員 平成18年4月 同社代表取締役会長・会長経営委員 平成21年4月 同社取締役・相談役 平成22年6月 同社相談役(現職) 平成23年6月 当社社外取締役(現職) < 主要な兼職 > 日本郵船株式会社相談役 野村ホールディングス株式会社社外取締役	(注1)	
取締役		樋 渡 利 秋	昭和20年8月4日生	昭和45年4月 検事任官 平成9年6月 最高検察庁検事 平成14年8月 法務省刑事局長 平成16年6月 法務事務次官 平成18年12月 東京高等検察庁検事長 平成20年7月 検事総長 平成22年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会) TMI総合法律事務所顧問弁護士(現職) 平成24年10月 当社社外取締役(現職) < 主要な兼職 > 本田技研工業株式会社社外監査役 トヨタカネツ株式会社社外監査役	(注1)	
計						

- (注) 1 取締役の任期は平成25年6月26日の定時株主総会での選任後平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時
までであります。
- 2 取締役 坂根正弘、兼元俊徳、藤沼亜起、草刈隆郎および樋渡利秋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役
であります。
- 3 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長 委員 委員	古賀 信行 坂根 正弘 草刈 隆郎
監査委員会	委員長 委員 委員	藤沼 亜起 樋渡 利秋 西松 正記
報酬委員会	委員長 委員 委員	古賀 信行 坂根 正弘 草刈 隆郎

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表執行役	執行役社長	永井 浩二	(注1)	(注1)	(注2)	
代表執行役	執行役副社長	尾崎 哲	(注1)	(注1)	(注2)	
代表執行役	執行役副社長	沓掛 英二	(注1)	(注1)	(注2)	
執行役	企画管理統括	永松 昌一	昭和33年7月6日生	平成13年10月 当社入社 平成16年4月 当社執行役 平成20年10月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務(執行役員) 平成24年6月 当社執行役兼常務(執行役員) 平成25年4月 当社執行役兼専務(執行役員)(現職) 企画管理統括(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社執行役 野村信託銀行株式会社社外取締役 野村アセットマネジメント株式会社社外 取締役	(注2)	
執行役	財務統括	柏木 茂介	昭和34年11月13日生	平成13年10月 当社入社 平成16年4月 当社執行役 平成19年4月 野村ホールディングス株式会社執行役 平成20年10月 同社執行役員 平成25年4月 当社執行役兼常務(執行役員)(現職) 当社財務統括(現職) <主要な兼職> 野村ホールディングス株式会社執行役、 財務統括責任者(CFO)	(注2)	
代表執行役	業務管理本部 担当兼内部管 理統括責任者	宮下 尚人	昭和33年12月26日生	平成21年7月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員 平成24年8月 当社参事 平成25年4月 当社代表執行役(現職) 業務管理本部担当兼内部管理統括責任者 (現職)	(注2)	
計						

(注) 1 (1) 取締役の状況参照

(注) 2 執行役の任期は、平成25年6月26日の取締役会での選任後、平成26年3月期に係る定時株主総会の終結後最初
に招集される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

・提出会社の企業統治に関する事項

1. 会社の機関の内容

当社は委員会設置会社形態を採用しております。委員会設置会社は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会の設置による一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関形態であると判断いたしております。

<業務執行の仕組み>

当社は委員会設置会社であるため、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。当社における株主総会付議議案や重要な投融資等の特に重要な事項については、親会社である野村ホールディングス株式会社の経営会議で承認の上、当社の取締役会や経営会議等の機関において最終決定する仕組みとしています。

執行役に委任された事項のうち、組織、人事や内部統制の基本事項等の重要事項については、執行役社長を議長とし、執行役全員および執行役社長の指名する者で組織される経営会議で審議・決定することとしております。また、コンプライアンス上の重要事項については、執行役社長および内部管理統括責任者を含む役員とリーガル・スーパーバイザー（弁護士）で組織される内部管理委員会で審議されています。

また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受け、個々の担当業務のビジネス、オペレーションに専念する役割の「執行役員」を設置しております。

<各種委員会について>

当社は委員会設置会社であるため、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。各委員会の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役である古賀信行ならびに社外取締役である坂根正弘および草刈隆郎で構成され、委員長は古賀信行が務めております。

監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は社外取締役である藤沼亜起、樋渡利秋および執行役を兼務しない取締役の西松正記で構成され、委員長は藤沼亜起が務めております。

報酬委員会

取締役および執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。報酬委員会は、執行役を兼務しない取締役の古賀信行ならびに社外取締役である坂根正弘および草刈隆郎で構成され、委員長は古賀信行が務めております。

2. 内部統制システム整備の状況

野村は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、野村全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。このような野村全体の内部統制システムと整合するものとして、当社の内部統制システムは、取締役会により、「野村證券における業務の適正を確保するための体制」として決議されております。

3. リスク管理体制の整備の状況

「第2 [事業の状況] 7 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] 」をご参照ください。

4. 役員報酬の内容

社内取締役に支払った報酬	87百万円
社外取締役に支払った報酬	5百万円
執行役に支払った報酬	219百万円
合計	311百万円

- (注) 1 取締役と執行役の兼任者の報酬は、執行役の欄に含んでおります。
2 上記のほか、当事業年度以前にストック・オプションおよび追加繰延報酬を付与しており、当事業年度において取締役分として30百万円、執行役分として149百万円分の会計上の費用を計上しております。

内部監査および監査委員会監査の組織、人員および手続ならびに内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携

当社は委員会設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会および社外取締役が過半数を占める監査委員会が担っております。監査委員会は、委員長を社外取締役とすることで、業務執行からの独立性を一層明確にしております。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、当社の業務および社内事情に精通した、執行役を兼務しない常勤の取締役2名を、監査委員会の監査を補助する「監査特命取締役」として任命しております。監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、重要な会議への出席や日常的なヒアリング・往査等の経営監視活動を通じ、監査委員会の監査を補助しております。また、監査委員会を補助する組織として「監査業務室」を設置し、監査委員および監査特命取締役の監査業務の補助や、監査委員会の事務を行っております。監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、監査業務室の使用人に係る採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したインターナル・オーディット部を設置し、当社における内部監査を実施しております。内部監査の実施状況は、常勤の監査委員が陪席する経営会議に報告され、経営会議の内容は取締役会に対して報告されております。個別の内部監査の結果についても、インターナル・オーディット部から監査委員会に対し直接または監査特命取締役を通じ、原則として月次で定期報告がなされています。また、監査委員は内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について、執行役に対し、計画変更、追加監査および改善策の策定を勧告することができる

こととしております。

監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から半期に一度、会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、財務統括執行役の説明を受けた上で監査委員会として同意しております。

. 社外取締役と提出会社の人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係

該当事項はありません。

. 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

1. 業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 松 重 忠 之	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 櫻井 雄一郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 三 浦 昇	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 亀 井 純 子	新日本有限責任監査法人

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 24名

その他 71名

(注) その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

. 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度 (自平成23年4月 至平成24年3月)		当事業年度 (自平成24年4月 至平成25年3月)	
監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
158	36	171	61

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の検証、その他アドバイザリー業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括執行役の説明を受けた上で監査委員会として同意する手続きが執られております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同財団及び監査法人等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	688,650	280,152
預託金	13,292	13,564
トレーディング商品	³ 3,501,525	³ 4,505,601
商品有価証券等	¹ 2,730,811	¹ 3,750,036
デリバティブ取引	770,714	755,565
約定見返勘定	-	197,794
信用取引資産	121,653	212,946
信用取引貸付金	103,423	200,899
信用取引借証券担保金	18,230	12,048
有価証券担保貸付金	5,259,173	4,297,541
借入有価証券担保金	⁸ 4,197,129	⁸ 3,823,454
現先取引貸付金	1,062,044	474,087
立替金	1,592	844
短期差入保証金	617,678	529,912
短期貸付金	3,687	4,277
前払金	410	948
前払費用	484	900
未収入金	8,226	2,279
未収収益	41,309	34,825
繰延税金資産	89,568	77,465
その他の流動資産	1,093	2,409
貸倒引当金	19	29
流動資産計	10,348,321	10,161,427
固定資産		
有形固定資産	² 1,768	² 1,681
建物	1,739	1,659
器具備品	29	21
無形固定資産	2,936	1,733
借家権	493	417
のれん	2,440	1,314
ソフトウェア	0	-
電話加入権	3	2
投資その他の資産	86,179	93,680
投資有価証券	195	3,609
出資金	13	13
長期貸付金	657	341
関係会社長期貸付金	300	300
長期差入保証金	6,150	7,102

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
長期前払費用	5	3
繰延税金資産	22,263	12,888
その他	57,340	69,777
貸倒引当金	744	353
固定資産計	90,883	97,093
資産合計	10,439,204	10,258,521
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	3,267,727	2,738,397
商品有価証券等	1 2,686,368	1 2,223,995
デリバティブ取引	581,359	514,402
約定見返勘定	142,024	-
信用取引負債	87,524	46,610
信用取引借入金	3 7,714	3 6,698
信用取引貸証券受入金	79,810	39,912
有価証券担保借入金	1,937,613	3,211,612
有価証券貸借取引受入金	684,461	884,004
現先取引借入金	1,253,151	2,327,608
預り金	145,374	200,045
顧客からの預り金	112,802	139,498
募集等受入金	120	175
その他の預り金	32,451	60,372
受入保証金	391,256	327,009
短期借入金	3 1,164,100	3, 6 798,100
関係会社短期借入金	932,000	6 708,000
短期社債	313,000	293,800
1年内償還予定の社債	76,900	-
前受金	802	1,145
前受収益	313	247
未払金	3,047	49,380
未払費用	41,144	55,841
未払法人税等	1,010	9,322
賞与引当金	32,830	38,159
その他の流動負債	1,661	600
流動負債計	8,538,324	8,478,265
固定負債		
社債	6 100,691	6 97,693
長期借入金	3, 6 628,200	3, 6 607,300
関係会社長期借入金	6 150,000	-
退職給付引当金	56,727	38,582

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産除去債務	4,661	4,771
その他の固定負債	50,965	57,599
固定負債計	991,244	805,944
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	7,646	8,260
特別法上の準備金計	7,646	8,260
負債合計	9,537,214	9,292,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	529,579	529,579
その他資本剰余金	45,067	45,067
資本剰余金合計	574,646	574,646
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	63,000	63,000
繰越利益剰余金	251,631	313,619
利益剰余金合計	314,631	376,619
株主資本合計	899,276	961,264
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	2,185
繰延ヘッジ損益	2,714	2,603
評価・換算差額等合計	2,714	4,788
純資産合計	901,990	966,052
負債・純資産合計	10,439,204	10,258,521

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	326,401	362,831
委託手数料	62,342	78,608
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	14,633	26,084
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	138,074	157,772
その他の受入手数料	111,352	100,366
トレーディング損益	¹ 174,737	¹ 219,433
その他の商品売買損益	10	6
金融収益	² 79,123	² 80,181
営業収益計	580,271	662,450
金融費用	^{3, 10} 71,188	^{3, 10} 74,832
純営業収益	509,083	587,618
販売費・一般管理費		
取引関係費	⁴ 67,202	⁴ 68,555
人件費	⁵ 183,850	⁵ 189,225
不動産関係費	⁶ 47,825	⁶ 44,998
事務費	⁷ 142,358	⁷ 133,816
減価償却費	255	233
租税公課	⁸ 3,140	⁸ 3,248
その他	⁹ 7,814	⁹ 8,475
販売費・一般管理費計	¹⁰ 452,444	¹⁰ 448,551
営業利益	56,639	139,068
営業外収益	1,390	598
営業外費用	¹⁰ 866	¹⁰ 1,168
経常利益	57,163	138,497
特別利益		
株式報酬受入益	3,052	2,194
特別利益計	3,052	2,194
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	38	614
特別損失計	38	614
税引前当期純利益	60,177	140,078
法人税、住民税及び事業税	2,101	31,595
法人税等調整額	34,963	20,312
法人税等合計	32,861	51,907
当期純利益	27,316	88,171

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	529,579	529,579
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	529,579	529,579
その他資本剰余金		
当期首残高	42,400	45,067
当期変動額		
合併による増加	2,667	-
当期変動額合計	2,667	-
当期末残高	45,067	45,067
資本剰余金合計		
当期首残高	571,979	574,646
当期変動額		
合併による増加	2,667	-
当期変動額合計	2,667	-
当期末残高	574,646	574,646
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	63,000	63,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	63,000	63,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	225,778	251,631
当期変動額		
剰余金の配当	-	26,183
合併による増加	1,463	-
当期純利益	27,316	88,171
当期変動額合計	25,853	61,988
当期末残高	251,631	313,619
利益剰余金合計		
当期首残高	288,778	314,631
当期変動額		
剰余金の配当	-	26,183
合併による増加	1,463	-
当期純利益	27,316	88,171
当期変動額合計	25,853	61,988
当期末残高	314,631	376,619

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	870,757	899,276
当期変動額		
剰余金の配当	-	26,183
合併による増加	1,204	-
当期純利益	27,316	88,171
当期変動額合計	28,520	61,988
当期末残高	899,276	961,264
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	2,185
当期変動額合計	-	2,185
当期末残高	-	2,185
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	2,109	2,714
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	605	111
当期変動額合計	605	111
当期末残高	2,714	2,603
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,109	2,714
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	605	2,074
当期変動額合計	605	2,074
当期末残高	2,714	4,788
純資産合計		
当期首残高	872,865	901,990
当期変動額		
剰余金の配当	-	26,183
合併による増加	1,204	-
当期純利益	27,316	88,171
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	605	2,074
当期変動額合計	29,125	64,062
当期末残高	901,990	966,052

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	60,177	140,078
減価償却費	255	233
のれん償却額	1,541	1,596
受取利息及び受取配当金	49,997	49,176
支払利息	30,516	28,356
資産項目の増減		
貸付金等営業債権(貸倒引当金控除後) (は増加)	133,296	101,985
信用取引資産の増減額 (は増加)	24,426	91,293
有価証券担保貸付金の増減額 (は増加)	973,648	961,632
トレーディング商品(資産)の増減額 (は増加)	528,281	1,004,076
その他の資産の増減額 (は増加)	24,674	33,045
負債項目の増減		
受入金等営業債務 (は減少)	346,785	151,362
信用取引負債の増減額 (は減少)	1,682	40,914
有価証券担保借入金の増減額 (は減少)	143,210	1,273,999
トレーディング商品(負債)の増減額 (は減少)	1,082,531	529,331
その他の負債の増減額 (は減少)	53,752	36,058
小計	683	440,770
利息及び配当金の受取額	51,679	47,727
利息の支払額	28,978	29,578
法人税等の還付額	10,761	1,966
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,145	460,886
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	232	807
その他	2,963	950
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,195	1,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	510,500	812,200
長期借入れによる収入	240,800	122,100
長期借入金の返済による支出	360,700	90,000
社債の償還による支出	-	79,900
配当金の支払額	-	26,183
財務活動によるキャッシュ・フロー	630,400	886,183
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,451	18,557
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	595,999	408,498
現金及び現金同等物の期首残高	1,283,382	688,650
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,266	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 688,650	1 280,152

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)等の評価基準および評価方法

当社は金融商品取引業の一環として自己の計算で有価証券およびデリバティブ取引等(以下、有価証券等という)の売買、引受を行い、その結果として有価証券等のポジションを保有し、トレーディング商品として計上しております。

トレーディング商品に属する有価証券等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券(その他有価証券)等の評価基準および評価方法

時価のない有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。また、デリバティブ取引については、時価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～47年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としており、のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

3 引当金および準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(追加情報) 当事業年度(平成25年3月31日)

平成25年5月、当社は役員および従業員に対し、野村ホールディングス株式会社の株価および業績等に連動した総額約27億円の報酬(支給までの期間は最長で3年間)を将来支給することを決定いたしました。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および確定給付企業年金について、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異ならびに過去勤務債務のうち確定給付企業年金に係るものは、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により発生した会計年度から費用処理しております。

退職一時金に係るものは、発生した会計年度において一括費用処理しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引のデリバティブ取引を行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書上における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金および要求払預金からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 金融資産と金融負債の相殺表示

当社は、金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める要件を満たす場合に、信用リスク軽減の効果をより明瞭に表示するため金融資産と金融負債を相殺して表示しております。

デリバティブ取引の相殺表示

法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については相殺して表示しております。

現金担保付債券貸借取引の相殺表示

同一相手先かつ同一決済日など一定の要件を満たした現金担保付債券貸借取引については相殺して表示しております。

短期金銭債権債務の相殺表示

同一相手先かつ同一決済日などの一定の要件を満たした短期金銭債権債務については相殺して表示しております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法ならびに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

1 商品有価証券等の内訳

資産の部

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式・ワラント	220,241百万円	174,007百万円
債券	2,433,368	3,473,067
受益証券等	77,202	102,963
計	2,730,811	3,750,036

負債の部

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式	52,271百万円	78,926百万円
債券	2,621,590	2,143,949
受益証券	12,508	1,120
計	2,686,368	2,223,995

2 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	179百万円	267百万円
器具備品	87	95
計	266	362

3 担保に供されている資産

担保に供されている資産の状況は、次のとおりであります。なお、担保に供されている資産の価額は貸借対照表計上額によっております。また、被担保債務の金額には無担保のものを含まません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
担保に供されている資産		
トレーディング商品	539,224百万円	510,508百万円
担保資産の対象となる債務		
短期借入金	618,000百万円	566,100百万円
長期借入金	38,000	66,500
信用取引借入金	7,714	6,693
計	663,714	639,293

なお、上記のほか、前事業年度において借入有価証券および担保受入有価証券を166,413百万円、当事業年度において借入有価証券および担保受入有価証券を162,536百万円差し入れております。

4 差入有価証券等の注記

有価証券を担保とした金融取引、有価証券の消費貸借契約、信用取引に係るもの、および、保証金等の代用等として差し入れた有価証券、または受け入れた有価証券の時価額は以下のとおりであります。
(上記3に属するものを除く)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
差し入れた有価証券の合計額	4,589,968百万円	4,864,991百万円
うち主なもの		
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,670,128	1,535,787
現先取引で売却した有価証券	1,259,696	2,282,400
デリバティブ取引にかかる担保	856,203	118,830
日本銀行からの与信にかかる担保	182,800	402,591
受け入れた有価証券の合計額	6,667,645百万円	5,587,478百万円
うち主なもの		
消費貸借契約により借り入れた有価証券	5,255,699	4,555,923
現先取引で買い付けた有価証券	939,231	473,837

上記のほか、顧客分別金信託として前事業年度において有価証券を276,332百万円、当事業年度において有価証券を466,898百万円信託しております。

5 保証債務の残高(注) 1

前事業年度(平成24年3月31日)

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート129,000千米ドル、418,300千ユーロ、63,700千豪ドル、758,400百万円の元利金の保証

820,375百万円(注) 2

ノムラ・インターナショナルPLCが行うデリバティブ取引等750,772千米ドル、同社が行うレポ取引に伴う20,352千米ドルの保証

63,379百万円(注) 2

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート81,849千米ドル、112,314千ユーロ、5,664千ノルウェークローネ、11,718百万円の元利金の保証

30,858百万円

ノムラ・アジア・ホールディングN.V.の借入金150,000千米ドルの元利金の保証

12,329百万円

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等133,589千米ドルの保証

10,980百万円(注) 2

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.が行うレポ取引等に係る2,058千米ドルの保証

169百万円

当事業年度（平成25年3月31日）

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート18,000千米ドル、10,000千豪ドル、623,750百万円の元利金の保証

626,424百万円(注)2

ノムラ・インターナショナルPLCが行うデリバティブ取引等514,149千米ドル、同行が行うレポ取引に伴う976,334千米ドルの保証

140,210百万円(注)2

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート42,422千米ドル、100,743千ユーロ、11,712百万円の元利金の保証

27,838百万円

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等93,621千米ドルの保証

8,807百万円(注)2

(注)1 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

2 野村ホールディングス株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

6 前事業年度（平成24年3月31日）

社債には劣後特約付社債が126,091百万円含まれております。また、長期借入金のうち180,000百万円、および関係会社長期借入金150,000百万円は劣後特約付借入金であります。

当事業年度（平成25年3月31日）

社債には劣後特約付社債が49,193百万円含まれております。また短期借入金のうち50,000百万円、関係会社短期借入金のうち150,000百万円および長期借入金のうち130,000百万円は劣後特約付借入金であります。

7 金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりです。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

8 関係会社に係る注記

関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
借入有価証券担保金	46,498百万円	62,882百万円

9 偶発債務

平成22年4月、米国法人であるリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンスInc.およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングスInc.（以下総称して「Lehman」）は、当社に対して米国破産裁判所に訴訟を提起しました。Lehmanは、当社が届け出た約37百万米ドルの債権（平成20年9月のLehman破綻によるスワップ取引をはじめとするデリバティブ取引の清算に基づく債権）に異議を述べるとともに、Lehmanが当社に対して一定の債権を有しているとしてその弁済を求めていました。平成24年8月21日、Lehmanおよび当社は、上記の訴訟の取下げに合意した旨の書面を裁判所に提出し、当該訴訟は取下げられました。

当社の顧客口座数は約500万口座に及びます。当社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失などをめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、平成24年4月に当社に対して提起された、法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、平成15年から平成20年にかけて購入した為替関連の仕組み債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるものが含まれます。この訴訟の当該顧客は、購入時点における、当社による説明義務違反等を主張していますが、当社は当該顧客の主張には理由が無いと考えております。

決算日以降に生じた事項については、「[注記事項]（重要な後発事象）」をご参照ください。

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等 トレーディング損益	76,270	67,424	8,846
債券等・その他の トレーディング損益	215,521	49,629	165,891
うち債券等 トレーディング損益	285,137	83,124	202,013
うちその他の トレーディング損益	69,616	33,495	36,122
計	291,790	117,053	174,737

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等 トレーディング損益	41,250	8,882	32,368
債券等・その他の トレーディング損益	111,939	75,127	187,066
うち債券等 トレーディング損益	123,823	79,448	203,271
うちその他の トレーディング損益	11,885	4,321	16,205
計	153,189	66,244	219,433

2 金融収益の内訳

	前事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	当事業年度 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
信用取引収益	3,910百万円	4,010百万円
受取配当金・受取債券利子	39,242	40,330
受取利息	9,228	7,632
その他	26,743	28,209
計	79,123	80,181

3 金融費用の内訳

	前事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	当事業年度 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
信用取引費用	1,776百万円	1,425百万円
支払利息	26,406	25,114
有価証券貸借取引費用	38,142	44,141
現先取引費用	4,110	3,242
その他	754	910
計	71,188	74,832

4 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払手数料	34,885百万円	38,651百万円
取引所・協会費	3,906	3,651
通信・運送費	14,831	14,152
旅費・交通費	5,406	5,233
広告宣伝費	5,924	4,640
交際費	2,250	2,227
計	67,202	68,555

5 人件費の内訳

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
報酬・給料	116,963百万円	119,770百万円
福利厚生費	18,135	18,288
賞与引当金繰入	32,783	38,159
退職給付費用	15,969	13,008
計	183,850	189,225

6 不動産関係費の内訳

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
不動産費	40,083百万円	38,046百万円
器具・備品費	7,742	6,953
計	47,825	44,998

7 事務費の内訳

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
事務委託費	141,197百万円	132,697百万円
事務用品費	1,161	1,120
計	142,358	133,816

8 租税公課の内訳

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
源泉所得税・住民税利子割	584百万円	198百万円
印紙税	31	35
事業所税	472	456
消費税	302	372
事業税	1,583	1,988
その他	168	199
計	3,140	3,248

9 「その他」の内訳

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
資料・研修費	1,961百万円	2,147百万円
水道光熱費	1,990	2,068
会議費・会費	353	378
寄付金	86	112
貸倒引当金繰入	140	9
その他	3,285	3,761
計	7,814	8,475

10 関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
販売費・一般管理費	174,912百万円	142,856百万円
金融費用	31,864	45,941
営業外費用	387	69

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,410			201,410

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 4月27日 取締役会	普通株式	繰越利益 剰余金	26,183	130,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月 1日

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,410			201,410

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 4月27日 取締役会	普通株式	26,183	130,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年4月26日 取締役会	普通株式	繰越利益 剰余金	84,995	422,000	平成25年 3月31日	平成25年6月3日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金・預金(貸借対照表計上額)	688,650百万円	280,152百万円
現金及び現金同等物	688,650	280,152

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当事業年度において、野村年金サポート&サービス株式会社を吸収合併したことに伴い、同社の資産・負債を引継いでおります。引継いだ資産・負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併により増加したその他資本剰余金は2,667百万円であります。

流動資産 1,654百万円
固定資産 68百万円
流動負債 451百万円
固定負債 66百万円

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース取引開始日が、平成20年 4月 1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、その内容については金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
1年内	98百万円	98百万円
1年超	210	212
合計	308	310

[次へ](#)

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社、当社の親会社（野村ホールディングス株式会社）およびその関係会社の主たる事業は証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資金運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの事業を行うため、当社は、有価証券等の売買取引のほか、デリバティブ取引についても、原則として、顧客のさまざまなニーズに対応した商品、取引等を提供していくための業務として、取り組んでおります。そのために生じるトレーディング・ポジションに係るリスク管理は極めて重要であり、トレーディング部門内のリスク管理に加え、独立したリスク管理部署によるグローバルベースでのリスク管理に注力しております。また、デリバティブ取引は、顧客のさまざまなニーズに対する商品として利用しているほか、トレーディング業務の遂行に付随して発生するリスクのヘッジ、調節等の目的でもデリバティブ取引を利用してあり、有価証券等の売買とデリバティブ取引を一体として運営、管理しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社のトレーディング・ポジションは、顧客ニーズに対応する取引、市場機能を補完するためのマーケットメイク取引、自己の計算に係るディーリング業務等から発生いたします。

取引所で行う取引の結果として、上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物およびオプション取引、債券先物取引等のポジションを保有しております。取引所取引の先物、オプション等のデリバティブ取引のポジションは、取引所での市場機能の補完や当社の商品有価証券等のヘッジおよび裁定取引の結果として発生しております。

また、取引所以外の取引の結果として、債券、ワラント、選択権付債券売買取引、エクイティ・デリバティブ取引、有価証券貸借取引および現先取引等のポジションを保有しております。さらに、為替取引、通貨先物、金利・通貨スワップ取引等のポジションを保有しておりますが、これらは顧客の抱える為替・金利等のリスクのヘッジやリスクの変換ニーズに対応して発生したポジションおよび当社の商品有価証券等のヘッジ目的によるポジションであります。

トレーディング業務に伴って発生し、当社の財務状況に大きな影響を与えるリスクとしては、主としてマーケットリスクと信用リスク（発行体リスク、取引先リスク）、流動性リスクがあげられます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

マーケットリスク管理

株式、金利、為替等の相場変動に伴ってトレーディング・ポジションの価値（時価額）は増減いたします。当社は、この価値の増減をマーケットリスクとして認識しております。当社のトレーディング・ポジションは、主として顧客取引の結果として発生しており、相場変動によりトレーディング・ポジションの価値が減少するリスクを回避するため、適切なヘッジ取引を行っております。ヘッジの手段は、現物有価証券だけに限らずデリバティブ取引も含めてその時点で最適なものが選択されます。従って、ヘッジ手段まで含めたトレーディング・ポートフォリオについて、日々時価評価を行いマーケットリスクを計算するなど、ルールに沿ったポジション運営がなされております。トレーディング・ポートフォリオは各商品部門で商品別あるいは取引目的別に管理されているほか、トレーディング部門から独立したリスク・マネジメント部門がグローバルベースで日々独自に評価をチェックし、リスク額等を社長をはじめ関係役員に報告しております。マーケットリスクの管理に関するルールは、野村ホールディングス株式会社の統合リスク管理会議で決定されます。

信用リスク(発行体リスクおよび取引先リスク)管理

発行体リスクおよび取引先リスクは、当社が有価証券を保有している場合や取引先に対する債権を保有している場合に、発行体や取引先が義務を履行しないリスクであります。典型的には、発行体や取引先がデフォルト状態となった時に発生します。

有価証券の発行体リスクは、市場価格に反映され、日々時価評価されております。しかし、格付けの引下げによる急激な価格変動および発行体のデフォルト時に発生する損失は、発生する可能性としては低いものの、一旦発生した場合の損失見込額は大きく、リスク管理上、非常に重要と認識しております。当社は発行体の格下げやデフォルトの発生確率および発生時の損失見込み額を合理的に算出し、トレーディング部門とリスク・マネジメント部門の双方で保有有価証券のポートフォリオを注意深く監視しております。

デリバティブ取引のうち取引所取引は、取引所と日々決済が行われ、また、当社に取引所取引を委託する顧客からは十分な委託証拠金(担保)を徴求しておりますので、取引先リスクは少額であると認識しております。他方、取引所以外でのデリバティブ取引については、与信に相当する取引先リスクが発生します。当社では、リスク・マネジメント部門が取引先の信用度に応じて与信限度額を設定しモニタリングを行っております。取引先リスクは、デリバティブ取引を時価評価して得られる与信相当額と契約終了時までの潜在的与信相当額の合計額で管理されており、必要に応じて担保の徴求等を行うなど与信相当額を低減するための対策を講じております。また、デリバティブ取引に関する基本契約書の整備にも注力しております。取引先リスクの管理に関するルールは、野村ホールディングス株式会社の統合リスク管理会議において決定されます。

流動性リスク管理

当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保或いは無担保調達が不可能になる、当社の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、或いは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、様々な流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の確保、(2) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(3) 金融機関が当社に対し設定する与信枠の維持・管理、(4) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) マーケットリスクに係る定量的情報

トレーディング目的の金融商品

当社では、「トレーディング商品(資産および負債)」、「有価証券担保貸付金」ならびに「有価証券担保借入金」に関し、マーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク(VaR)を採用しており

ます。

VaRとして知られる統計的な手法は、ある一定期間に一定の信頼区間内で、市場の変動により発生しうる損失額と定義されます。当社では、トレーディング・ポートフォリオについて、信頼水準99%、保有期間1日のVaRを計測しています。VaRモデルに含まれるマーケットリスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。ボラティリティと相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて計算されています。

VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前提と近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えておりますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なる可能性があります。

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

VaRの前提

- ・ 信頼区間：99%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 商品の価格変動等を考慮

VaRの実績

	平成24年3月31日現在(億円)
株式関連	3
金利関連	21
為替関連等	20
小計	44
分散効果	11
バリュアットリスク(VaR)	33

	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク(VaR)	67	27	42

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

VaRの前提

- ・ 信頼水準：99%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 商品の価格変動等を考慮

VaRの実績

	平成25年3月31日現在(億円)
株式関連	5
金利関連	15
為替関連等	9
小計	30
分散効果	14
バリュアットリスク(VaR)	15

	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	38	13	23

なお、当社は、バックテストを実施し、トレーディング・ポートフォリオのVaRの値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaRを超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、VaRメソッドロジの調整を行います。

トレーディング目的以外の金融商品

主要な市場リスクに係るリスク変数が貸借対照表の時価に与える影響に重要性がないため開示を省略しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	688,650	688,650	
(2)トレーディング商品	3,501,525	3,501,525	
商品有価証券等	2,730,811	2,730,811	
デリバティブ取引	770,714	770,714	
(3)有価証券担保貸付金	5,259,173	5,259,173	
借入有価証券担保金	4,197,129	4,197,129	
現先取引貸付金	1,062,044	1,062,044	
資産計	9,449,348	9,449,348	
(1)トレーディング商品	3,267,727	3,267,727	
商品有価証券等	2,686,368	2,686,368	
デリバティブ取引	581,359	581,359	
(2)有価証券担保借入金	1,937,613	1,937,613	
有価証券貸借取引受入金	684,461	684,461	
現先取引借入金	1,253,151	1,253,151	
(3)預り金	145,374	145,374	
(4)短期借入金	1,164,100	1,164,100	
(5)関係会社短期借入金	932,000	932,000	
(6)短期社債	313,000	313,000	
(7)社債	177,591	176,350	1,241
1年内償還予定の社債	76,900	76,489	411
社債	100,691	99,862	829
(8)長期借入金	628,200	624,526	3,674
(9)関係会社長期借入金	150,000	150,394	394
負債計	8,715,605	8,711,084	4,520
ヘッジ会計が適用されていない デリバティブ取引			
資産	52,058	52,058	
負債	52,058	52,058	
ヘッジ会計が適用されている デリバティブ取引			
資産	4,296	4,296	
負債			

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	280,152	280,152	
(2)トレーディング商品	4,505,601	4,505,601	
商品有価証券等	3,750,036	3,750,036	
デリバティブ取引	755,565	755,565	
(3)有価証券担保貸付金	4,297,541	4,297,541	
借入有価証券担保金	3,823,454	3,823,454	
現先取引貸付金	474,087	474,087	
資産計	9,083,294	9,083,294	
(1)トレーディング商品	2,738,397	2,738,397	
商品有価証券等	2,223,995	2,223,995	
デリバティブ取引	514,402	514,402	
(2)有価証券担保借入金	3,211,612	3,211,612	
有価証券貸借取引受入金	884,004	884,004	
現先取引借入金	2,327,608	2,327,608	
(3)預り金	200,045	200,045	
(4)短期借入金	798,100	798,100	
(5)関係会社短期借入金	708,000	708,000	
(6)短期社債	293,800	293,800	
(7)社債	97,693	99,061	1,368
(8)長期借入金	607,300	605,410	1,890
(9)関係会社長期借入金			
負債計	8,654,946	8,654,424	522
ヘッジ会計が適用されていない デリバティブ取引			
資産	57,961	57,961	
負債	57,961	57,961	
ヘッジ会計が適用されている デリバティブ取引			
資産	4,125	4,125	
負債			

資産

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
満期のある預金については、当事業年度末は該当ございません。

(2) トレーディング商品

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況)1 トレーディングに係るもの」をご参照ください。

(3) 有価証券担保貸付金

有価証券貸借取引および現先取引にともなう取引相手先への貸付金額が計上されております。また、受入れた有価証券の時価の変動により貸付金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(注) 金銭債権等の決算日後の償還等予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内
(1)現金・預金	688,650
(3)有価証券担保貸付金	5,259,173
合計	5,947,823

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内
(1)現金・預金	280,152
(3)有価証券担保貸付金	4,297,541
合計	4,577,693

負債

(1)トレーディング商品

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況)1 トレーディングに係るもの」をご参照ください。

(2)有価証券担保借入金

有価証券貸借取引および現先取引にともなう取引相手先からの借入金額が計上されております。また、差入れた有価証券の時価の変動により借入金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(3)預り金、(4)短期借入金、(5)関係会社短期借入金、(6)短期社債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7)社債

当社の発行する社債の時価は、債券標準価格(JSprice)を採用しております。

(8)長期借入金、(9)関係会社長期借入金

長期借入金および関係会社長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 社債、借入金およびその他の有利子負債等の返済予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(2)有価証券担保借入金	1,937,613					
(3)預り金	145,374					
(4)短期借入金	1,164,100					
(5)関係会社短期借入金	932,000					
(6)短期社債	313,000					
(7)社債	76,900			34,200		66,491
(8)長期借入金		58,000	38,000	43,700	59,000	429,500
(9)関係会社長期借入金		150,000				
合計	4,568,986	208,000	38,000	77,900	59,000	495,991

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(2)有価証券担保借入金	3,211,612					
(3)預り金	200,045					
(4)短期借入金	798,100					
(5)関係会社短期借入金	708,000					
(6)短期社債	293,800					
(7)社債			34,200		49,200	14,300
(8)長期借入金		29,000	44,200	65,500	76,500	392,100
(9)関係会社長期借入金						
合計	5,211,557	29,000	78,400	65,500	125,700	406,400

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況)1 トレーディングに係るもの(2) デリバティブ取引の契約額等および時価(注)4」をご参照ください。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

「(有価証券およびデリバティブ取引の状況)2 トレーディングに係るもの以外(6) デリバティブの時価等に関する事項」をご参照ください。

(有価証券およびデリバティブ取引の状況)

1 トレーディングに係るもの

商品有価証券等の時価は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。

このような方法で時価評価されている金融商品は、上場株式、主要な政府および政府系機関債、国際金融機関債、地方機関債、社債、短期金融市場商品となっております。

商品有価証券等のなかには流動性に欠ける商品が含まれており、そのような商品に関しては経営者による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの時価は、通常市場取引価格によって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。

(1) 商品有価証券（売買目的有価証券）等の貸借対照表計上額等

前事業年度(平成24年3月31日)

種類	資産(百万円)	負債(百万円)
株式・ワラント	220,241	52,271
債券	2,433,368	2,621,590
受益証券等	77,202	12,508

(注) トレーディング損益に含まれた評価差額（益）は、9,834百万円であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

種類	資産(百万円)	負債(百万円)
株式・ワラント	174,007	78,926
債券	3,473,067	2,143,949
受益証券等	102,963	1,120

(注) トレーディング損益に含まれた評価差額（益）は、17,680百万円であります。

(2) デリバティブ取引の契約額等および時価

前事業年度(平成24年3月31日)

種類	資産		負債	
	契約額等(百万円)	時価(百万円)	契約額等(百万円)	時価(百万円)
オプション取引	3,957,739	153,465	3,734,475	129,369
為替予約取引	6,184,271	151,140	6,313,827	161,762
スワップ取引	157,326,812	4,898,136	159,026,974	4,723,578
先物・先渡取引	1,210,800	3,379	241,800	2,056

- (注) 1 時価ならびにみなし決済損益を貸借対照表に計上しておりますので、評価損益欄を設けておりません。
2 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引4,435,406百万円については、貸借対照表上相殺して表示しております。
3 時価の算定方法は、金融商品取引所等の基準値段もしくは清算値段、または見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等を用い算定しております。
4 上記の他、親会社等の発行する社債等の金利変動リスクを親会社等がヘッジする目的で、当社は当該親会社等および第三者とスワップ取引を行っておりますが、その契約額等および時価は以下のとおりです。

種類	資産		負債	
	契約額等(百万円)	時価(百万円)	契約額等(百万円)	時価(百万円)
スワップ取引	1,320,222	52,058	1,320,222	52,058

当事業年度(平成25年3月31日)

種類	資産		負債	
	契約額等(百万円)	時価(百万円)	契約額等(百万円)	時価(百万円)
オプション取引	3,623,413	201,539	4,286,912	168,264
為替予約取引	6,052,543	299,693	5,814,858	294,329
スワップ取引	207,230,024	6,054,294	201,898,282	5,854,564
先物・先渡取引	926,929	6,035	285,952	3,242

- (注) 1 時価ならびにみなし決済損益を貸借対照表に計上しておりますので、評価損益欄を設けておりません。
2 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引5,805,997百万円については、貸借対照表上相殺して表示しております。
3 時価の算定方法は、金融商品取引所等の基準値段もしくは清算値段、または見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等を用い算定しております。
4 上記の他、親会社等の発行する社債等の金利変動リスクを親会社等がヘッジする目的で、当社は当該親会社等および第三者とスワップ取引を行っておりますが、その契約額等および時価は以下のとおりです。

種類	資産		負債	
	契約額等(百万円)	時価(百万円)	契約額等(百万円)	時価(百万円)
スワップ取引	1,323,464	57,961	1,323,464	57,961

2 トレーディングに係るもの以外

(1) 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式の時価等

該当事項はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,444	30	3,414
合計		3,444	30	3,414

(4) 事業年度中に売却した満期保有目的債券

該当事項はありません。

(5) 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(6) デリバティブの時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理 方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	社債	49,200	49,200	3,354	当社時価評価モデル
原則的処理 方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	10,000	10,000	942	当社時価評価モデル

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理 方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	社債	49,200	49,200	3,237	当社時価評価モデル
原則的処理 方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	10,000	10,000	888	当社時価評価モデル

[次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュ・バランス・プランおよび確定給付企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は確定拠出型の年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
イ 退職給付債務(百万円)	206,230	218,700
ロ 年金資産(百万円)	140,930	179,218
ハ 未積立退職給付債務(百万円)(イ+ロ)	65,300	39,482
ニ 未認識数理計算上の差異(百万円)	22,070	13,350
ホ 未認識過去勤務債務(百万円)	13,497	12,449
ヘ 貸借対照表計上額純額(百万円) (ハ+ニ+ホ)	56,727	38,582
ト 退職給付引当金(百万円)	56,727	38,582

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
イ 勤務費用(百万円)	7,273	7,369
ロ 利息費用(百万円)	4,052	3,649
ハ 期待運用収益(百万円)	2,945	3,664
ニ 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	5,480	3,901
ホ 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	1,048	1,048
ヘ その他(注)(百万円)	3,156	2,801
ト 退職給付費用(百万円) (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	15,969	13,008

(注) 確定拠出型年金への拠出額および退職給付費用の関係会社からの戻入等であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

ロ 割引率

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1.8%	1.5%

ハ 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
2.6%	2.6%

二 数理計算上の差異ならびに過去勤務債務の処理年数

(1) 退職一時金に係るもの

1年(発生した会計年度において一括費用処理しております。)

(2) 確定給付企業年金に係るもの

当事業年度の発生分は15年

前事業年度以前の発生分は13年～16年

(当事業年度も含め、各期における発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により発生した会計年度から費用処理しております。)

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券・デリバティブ	69,015百万円	52,407百万円
賞与引当金	13,910	17,150
退職給付引当金	21,382	14,529
金融商品取引責任準備金	2,906	3,139
未払事業税	267	2,524
固定資産評価減	1,818	1,780
資産除去債務計上否認	1,701	1,718
差入保証金評価損	1,906	531
連結法人税個別帰属額	1,929	
その他	2,298	2,805
繰延税金資産小計	117,130	96,582
評価性引当額	2,897	2,916
繰延税金資産合計	114,234	93,665
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	1,527	1,464
その他有価証券評価差額金		1,229
その他	876	620
繰延税金負債合計	2,402	3,313
繰延税金資産の純額	111,831	90,352

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	38.0%
(調整)		
永久に益金に算入されない 収益項目	4.8	2.0
永久に損金に算入されない 費用項目	2.4	0.9
過年度見積差額	1.4	0.3
評価性引当額	0.7	0.0
法定実効税率変更による繰延税 金資産の修正	16.2	0.0
その他	1.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	54.6	37.1

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率は30%から25.5%に引き下げられ、欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の80%とされました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は従来の41%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、前事業年度に繰延税金資産の純額は9,161百万円減少し、繰延ヘッジ損益は212百万

円増加しております。また、前事業年度の法人税等調整額は9,373百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

共通支配下の取引等

当社は平成24年9月18日にインスティネット・ジャパン・リミテッドの東京支店の事業を譲り受けておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社および営業所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～47年と見積り、割引率は主に2.4%を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	4,889百万円	4,661百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	88	16
時の経過による調整額	100	103
資産除去債務の履行による減少額	416	9
期末残高	4,661	4,771

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、「営業部門」および「ホールセール部門」の2つの区分で行われております。これは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関が経営資源の配分の決定および業績の評価をするために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「営業部門」は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供するセグメントであります。

「ホールセール部門」は、国内外の機関投資家を対象として債券や株式、為替のセールスおよびトレーディングをグローバルに展開しているグローバル・マーケット、ならびに世界の主要な金融市場において債券、株式、その他の引受業務、M & Aの仲介や財務アドバイザー業務など、多様な投資銀行サービスを提供するインベストメント・バンキングのサービスを提供するセグメントであります。

2 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、原則として「重要な会計方針」に依っておりますが、一部のトレーディング商品の未実現損益等は、ストラテジー毎に当社の経営管理方法に沿った評価方法により計上されております。

3 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(百万円)

区分	営業部門	ホールセール部門	その他(注)	損益計算書 計上額
純営業収益	342,853	157,569	8,660	509,083
経常損益	65,256	42,583	50,676	57,163
その他の項目 のれんの償却額			1,541	1,541

(注) 1. 「その他」の純営業収益は主に当社の経営管理方法による報告セグメントに帰属しないトレーディング商品の未実現損益等が含まれております。

2. 「その他」の経常損益には上記の他、報告セグメントに含まれない事業セグメントの販売管理費35百万円および本社管理部門における販売管理費等59,301百万円が含まれております。

3. のれんの償却額は、事業セグメントに配分しておりません。

4. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載は行っておりません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(百万円)

区分	営業部門	ホールセール部門	その他(注)	損益計算書 計上額
純営業収益	390,135	180,283	17,200	587,618
経常損益	110,092	74,566	46,161	138,497
その他の項目 のれんの償却額		55	1,541	1,596

- (注) 1. 「その他」の純営業収益は主に当社の経営管理方法による報告セグメントに帰属しないトレーディング商品の未実現損益等が含まれております。
2. 「その他」の経常損益には上記の他、本社管理部門における販売管理費等63,361百万円が含まれております。
3. のれんの償却額1,541百万円は、事業セグメントに配分しておりません。
4. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載は行っておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高(純営業収益)

売上高(純営業収益)の10%以上の海外からの受入手数料がないことならびにトレーディング損益の計上地域の特定が困難なことにより、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高(純営業収益)のうち、損益計算書の売上高(純営業収益)の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高(純営業収益)

売上高(純営業収益)の10%以上の海外からの受入手数料がないことならびにトレーディング損益の計上地域の特定が困難なことにより、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高(純営業収益)のうち、損益計算書の売上高(純営業収益)の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成20年10月14日にリーマン・ブラザーズ証券株式会社等の社員の雇用を承継したことにより発生したのれんの当事業年度末における未償却残高2,440百万円は、ホールセール部門に帰属するものです。なお、のれんの償却額に関しては、セグメント情報「3 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成20年10月14日にリーマン・ブラザーズ証券株式会社等の社員の雇用承継および、平成24年9月18日にインスティネット・ジャパン・リミテッドの東京支店の事業を譲り受けたことに伴い発生したのれんの当事業年度末における未償却残高1,314百万円は、ホールセール部門に帰属するものです。なお、のれんの償却額に関しては、セグメント情報「3 報告セグメントごとの純営業収益、経常利益または損失その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493	持株会社	(被所有)直接100	諸設備の利用資金の借入 役員の兼任	情報処理システム利用料の支払	98,945	未払費用	11,346
							不動産賃借料等の支払	34,796	未払費用	1,742
							資金の借入	1,785,000	関係会社短期借入金	932,000
							利息の支払	10,381	未払費用	1,154
							有価証券の借入	98,868	借入有価証券担保金	46,498
							貸借料の支払	913	未払費用	1
							担保金利息の受取	246	未収収益	22
							劣後特約付コミットメントラインの設定	500,000	関係会社長期借入金	150,000
コミットメントライン設定料の支払	288									
被債務保証	34,200									

取引条件及び取引条件の決定方針等

情報処理システム利用料や不動産賃借料等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。また、取引金額および期末残高から劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。

有価証券の借入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資実行残高は150,000百万円であります。

野村ホールディングス株式会社からの債務保証は、当社が発行する社債について同社が債務を保証したものであります。

(注)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493	持株会社	(被所有) 直接100	諸設備の利用 資金の借入 役員の兼任	情報処理システム利用料の支払	90,943	未払費用	16,610
							不動産賃借料等の支払	32,479	未払費用	1,453
							資金の借入	1,441,000	関係会社短期借入金	558,000
							利息の支払	11,803	未払費用	938
							有価証券の借入	131,817	借入有価証券担保金	62,882
							貸借料の支払	890	未払費用	9
							担保金利息の受取	256	未収収益	
							劣後特約付コミットメントラインの設定	500,000	関係会社短期借入金	150,000
コミットメントライン設定料の支払	700									
被債務保証	34,200									

取引条件及び取引条件の決定方針等

情報処理システム利用料や不動産賃借料等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。また、取引金額および期末残高から劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。

有価証券の借入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資実行残高は150,000百万円であります。

野村ホールディングス株式会社からの債務保証は、当社が発行する社債について同社が債務を保証したものであります。

(注)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	オランダ、アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	なし	債務保証	保証金の受入	33,820	受入保証金	150,580
							保証金の返還	188,850	未払費用	12
							利息の支払	188		
							債務保証	820,375		
							保証料の受入	184	未収収益	184
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス、ロンドン市	百万米ドル 6,417	証券業	なし	債務保証 役員の兼任	資金の貸付	100,000		
							利息の受取	16		
							債務保証	63,379		
							保証料の受入	74	未収収益	52
							債務保証	30,858		
							保証料の受入	13	未収収益	13

取引条件及び取引条件の決定方針等

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.からの受入保証金は、スワップ取引等の評価益相当分を担保として受入れたものであります。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.02%の保証料を徴求しております。

ノムラ・インターナショナル PLCに対する資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。ノムラ・インターナショナル PLCに対する債務保証は、同社のデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してワラントおよびレポ取引は年率0.04%、デリバティブ取引等は年率0.0625%の保証料を徴求しております。

ノムラ・バンク・インターナショナル PLCに対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.04%の保証料を徴求しております。

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	オランダ、アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	なし	債務保証	保証金の受入	54,270	受入保証金	
							保証金の返還	204,850		
							利息の支払	107		
							債務保証	626,424	未収収益	
保証料の受入	145									
同一の親会社を持つ会社	ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス、ロンドン市	百万米ドル 7,780	証券業	なし	債務保証 役員の兼任	資金の貸付	17,000	未収収益	16
							利息の受取	1		
							債務保証	140,210		
							保証料の受入	70		

取引条件及び取引条件の決定方針等

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.からの受入保証金は、スワップ取引等の評価益相当分を担保として受入れたものであります。ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率0.02%の保証料を徴求しております。

ノムラ・インターナショナル PLCに対する資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。ノムラ・インターナショナル PLCに対する債務保証は、同社のデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してワラントおよびレボ取引は年率0.04%、デリバティブ取引等は年率0.0625%~0.125%の保証料を徴求しております。

(工) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社

(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	4,478,379円48銭	1株当たり純資産額	4,796,445円33銭
1株当たり当期純利益	135,623円31銭	1株当たり当期純利益	437,769円03銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式がないため記載していません。

2 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	901,990	966,052
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	901,990	966,052
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	201,410	201,410

(2) 1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益 (百万円)	27,316	88,171
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	27,316	88,171
普通株式の期中平均株式数 (株)	201,410	201,410

(重要な後発事象)

平成25年4月、当社は、法人顧客より投資損失をめぐる訴訟を提起され、平成17年から平成23年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組み債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を請求されております。この訴訟の当該顧客は、取引開始時点または購入時点における、当社による説明義務違反等を主張していますが、当社は当該顧客の主張には理由が無いと考えております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
株式会社日本取引所グループ	403,800	3,444
株式会社東京金融取引所	10,660	150
株式会社名古屋証券取引所	3,200	15
計	417,660	3,609

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,918	16	7	1,927	267	89	1,659
器具備品	116			116	95	8	21
有形固定資産計	2,034	16	7	2,043	362	96	1,681
無形固定資産							
借家権	1,021	168	278	911	494	136	417
のれん	7,706	469		8,175	6,862	1,596	1,314
ソフトウェア	2			2	2	0	
電話加入権	10		0	9	7	0	2
無形固定資産計	8,739	637	278	9,098	7,365	1,732	1,733
長期前払費用	1,985		0	1,985	1,982	3	3

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
第5回無担保社債	平成12年 11月8日	34,200	34,200	変動 2	無担保	平成27年 11月18日
第2回無担保社債 (劣後特約付) 1	平成20年 3月26日	76,900 (76,900)		変動 3	無担保	平成25年 3月26日
第3回無担保社債 (劣後特約付)	平成20年 3月26日	49,191	49,193	2.280	無担保	平成30年 3月26日
その他の社債	平成22年 6月24日 ~平成22年 10月25日	17,300	14,300	変動 4	無担保	平成37年 6月24日 ~平成42年 10月25日
短期社債 1	平成24年 10月25日 ~平成25年 3月29日	313,000 (313,000)	293,800 (293,800)	0.070 ~ 0.335	無担保	平成25年 4月1日 ~平成25年 10月24日
合計		490,591 (389,900)	391,493 (293,800)			

- (注) 1 「当期首残高」および「当期末残高」欄の()書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
2 20年物スワップレートから1.2%を差し引いた利率(年率、但し計算結果がゼロを下回る場合にはゼロパーセント)
3 6ヶ月ユーロ円ライプーに0.55%を加算した利率(年率)
4 豪ドルの為替レートあるいは6ヶ月円ライプーを基準に算定しております。当事業年度末の利率は2.271 ~ 2.872%であります。
5 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
293,800		34,200		49,200

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,164,100	798,100	0.26	
関係会社短期借入金	932,000	708,000	1.10	
1年以内返済予定のリース債務				
関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) 3	150,000			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) 3	628,200	607,300	1.21	平成26年～平成50年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
信用取引借入金 (1年以内返済)	7,714	6,698	0.77	
合計	2,882,014	2,120,098		

(注) 1 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	29,000	44,200	65,500	76,500

- 平均利率は当期末残高に対する加重平均利率であります。
- 劣後特約付借入金を含んでおります。
- 特定融資枠契約を野村グループ以外の金融機関と締結しており、当期末における特定融資枠契約未使用残高は65,000百万円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	762	42	404	19	382
賞与引当金	32,830	38,159	32,830		38,159
退職給付引当金	56,727	10,207	28,352		38,582
金融商品取引責任準備金	7,646	1,917	1,303		8,260

- (注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒引当金洗替額であります。
- 2 金融商品取引法第46条の5および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を「金融商品取引責任準備金」として計上しております。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成25年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。

a 資産の部

イ 現金・預金

種類	金額(百万円)
現金	3
当座預金	256,486
普通預金	11,804
その他	11,859
合計	280,152

ロ トレーディング商品

(商品有価証券等)

種類		数量	貸借対照表計上額 (百万円)
株券・ ワラント	内国株券(注)	172,779千株	123,575
	外国株券	333,572千株	50,432
	計		174,007
債券	内国債券		
	国債	2,728,978百万円	2,844,399
	地方債	37,688百万円	39,610
	特殊債	70,680百万円	66,958
	社債	101,703百万円	95,840
	217,039百万円		
	外国債券	1,845百万TRY 657百万AUD 345百万USDほか	426,261
計		3,473,067	
受益証券	内国投資信託	8,711,500千口	58,234
	外国投資信託	3,806,359千口	15,136
	計		73,370
その他	金銭債権	24,396百万円	6,182
	信託受益権	17,073百万円	16,653
	外国出資証券	6,610百万口	6,757
	計		29,593
合計			3,750,036

(注) 数量には、不動産投資証券の「1口」を「1株」として含めております。

(デリバティブ取引)

種類	貸借対照表計上額(百万円)
オプション取引	
株券店頭	22,063
通貨店頭	155,835
その他	23,640
計	201,539
為替予約取引	299,693
スワップ取引	6,054,294
先物・先渡取引	6,035
デリバティブ取引相殺額(注)	5,805,997
合計	755,565

(注) 法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

八 信用取引資産

種類	金額(百万円)
信用取引貸付金(注1)	200,899
信用取引借証券担保金(注2)	12,048
合計	212,946

(注) 1 信用取引による顧客の証券買付代金融資額であります。
2 貸借取引により証券金融会社等に差し入れている借証券担保金であります。

二 有価証券担保貸付金

種類	金額(百万円)
借入有価証券担保金	
株式	718,678
内国債券	2,146,028
外国債券	958,748
計	3,823,454
現先取引貸付金	
内国債券	427,500
外国債券	46,587
計	474,087
合計	4,297,541

ホ 短期差入保証金

種類	金額(百万円)
デリバティブ取引差入担保金	383,439
先物取引差入証拠金	131,745
その他	14,729
合計	529,912

b 負債の部

イ トレーディング商品
(商品有価証券等)

種類		数量	貸借対照表計上額 (百万円)
株券	内国株券(注)	54,459 千株	78,926
	計		78,926
債券	内国債券		
	国債	2,003,455百万円	2,138,112
	外国債券	3,800百万円 8百万USD	5,837
	計		2,143,949
受益証券	内国投資信託	299千口	1,120
	計		1,120
合計			2,223,995

(注) 数量には、不動産投資証券の「1口」を「1株」として含めております。

(デリバティブ取引)

種類	貸借対照表計上額(百万円)
オプション取引	
株券店頭	21,165
通貨店頭	122,027
その他	25,072
計	168,264
為替予約取引	294,329
スワップ取引	5,854,564
先物・先渡取引	3,242
デリバティブ取引相殺額(注)	5,805,997
合計	514,402

(注) 法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

ロ 信用取引負債

科目	金額(百万円)
信用取引借入金(注1)	6,698
信用取引貸証券受入金(注2)	39,912
合計	46,610

(注) 1 貸借取引に係る証券金融会社等からの借入金であります。
2 信用取引により顧客が売り付けた証券の売付代金であります。

八 有価証券担保借入金

種類	金額(百万円)
有価証券貸借取引受入金	
株式	635,758
内国債券	248,246
計	884,004
現先取引借入金	
内国債券	1,331,400
外国債券	996,209
計	2,327,608
合計	3,211,612

二 受入保証金

科目	金額(百万円)
デリバティブ取引受入担保金	116,682
先物・オプション取引受入証拠金	83,089
信用取引受入証拠金	67,912
その他	59,326
合計	327,009

ホ 短期借入金

科目	金額(百万円)
日銀借入金	307,000
コール・マネー	175,500
その他(注)	315,600
合計	798,100

(注) 信金中央金庫からの劣後特約借入金50,000百万円が含まれております。

へ 関係会社短期借入金

相手先	金額(百万円)
野村ホールディングス株式会社(注)	708,000
合計	708,000

(注) 劣後特約借入金150,000百万円が含まれております。

ト 長期借入金

相手先	金額(百万円)
農林中央金庫(注)	100,000
三井住友信託銀行株式会社(注)	20,000
第一生命保険株式会社(注)	10,000
その他(309件)	477,300
合計	607,300

(注) 劣後特約借入金であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	野村證券株式会社
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告 (http://www.nomura.co.jp/guide/e_public_notice.html) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を得ることを要します。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はございません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

提出書類名

- | | |
|--|----------------------|
| (1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書 | 平成24年6月27日関東財務局長に提出 |
| 事業年度 自 平成23年4月1日
(第11期) 至 平成24年3月31日 | |
| (2) 半期報告書ならびに確認書 | 平成24年11月14日関東財務局長に提出 |
| (第12期中) 自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日 | |
| (3) 臨時報告書 | 平成24年7月2日関東財務局長に提出 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示
に関する内閣府令第19条第2項第9号
(代表執行役の異動)の規定に基づき提出 | |
| (4) 臨時報告書 | 平成24年7月30日関東財務局長に提出 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示
に関する内閣府令第19条第2項第9号
(代表執行役の異動)の規定に基づき提出 | |
| (5) 臨時報告書 | 平成25年3月6日関東財務局長に提出 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示
に関する内閣府令第19条第2項第9号
(代表執行役の異動)の規定に基づき提出 | |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	期末現在の 未償還額 (百万円)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名
第5回無担保社債	平成12年 11月8日	34,200		34,200	
合計		34,200		34,200	

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

野村ホールディングス株式会社

[有価証券報告書およびその添付書類または四半期報告書若しくは半期報告書]

事業年度 自 平成24年4月1日
(第109期) 至 平成25年3月31日

平成25年6月27日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称	所在地
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

野村證券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 重 忠 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀 井 純 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村證券株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村證券株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。